

予算審査特別委員会 第2号

平成26年3月11日(火曜日)

○議事日程

- 1 議案第 6号 平成26年度古平町一般会計予算
- 2 議案第 7号 平成26年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 8号 平成26年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第 9号 平成26年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 5 議案第10号 平成26年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 6 議案第11号 平成26年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算

○出席委員(10名)

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 鶴谷 啓一 君 | 2番 岩間 修身 君 |
| 3番 中村 光広 君 | 4番 本間 鉄男 君 |
| 5番 堀 清 君 | 6番 高野 俊和 君 |
| 7番 木村 輔宏 君 | 8番 真貝 政昭 君 |
| 9番 工藤 澄男 君 | 10番 逢見 輝統 君 |

○欠席委員(0名)

○出席説明員

町 長	本間 順司 君
副町長	田口 博久 君
教育長	成田 昭彦 君
総務課長	小玉 正司 君
会計管理者	白岩 豊君
財政課長	三浦 史洋 君
保健福祉課長	佐藤 昌紀 君
産業課長	村上 豊君
建設水道課長	本間 好晴 君
幼児センター長	宮田 誠市 君
教育次長	佐々木 容子 君
総務係長	高野 龍治 君
財政係長	人見 完至 君

○出席事務局職員

事 務 局 長

議事係主任兼総務係主任

藤 田 克 禎 君

野 村 忠 弘 君

開議 午前10時00分

○**議会事務局長（藤田克禎君）** 本日の会議に当たりまして、出席状況をご報告申し上げます。
ただいま委員10名全員の出席でございます。
説明員は、町長以下12名の出席をいただいております。
以上でございます。

◎開議の宣告

○**委員長（鶴谷啓一君）** ただいま10名の出席を見ております。
よって、定足数に達しております。
直ちに本日の会議を開きます。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時02分

○**委員長（鶴谷啓一君）** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第6号ないし議案第11号

○**委員長（鶴谷啓一君）** それでは、平成26年度古平町一般会計予算歳出から質疑を行います。
82ページ、83ページ、1款議会費について質疑を許します。82ページから83ページ、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**委員長（鶴谷啓一君）** 質疑ないようですので、次に2款総務費、84ページから103ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○**4番（本間鉄男君）** まず最初に、89ページの財産管理費の中の18節備品購入費という欄に自動体外式除細動器購入費ということ、これAEDなのかなと思うのですが、何台備えるというようなことで予算計上しているのか、その辺まずお伺いしたいと思います。

○**総務課長（小玉正司君）** 18節備品購入費ですけれども、自動体外式除細動器購入費と、そういうことで、これにつきましては平成21年の10月に、当時地域活性化生活対策臨時交付金と、そういうことで公共施設7カ所に設置しております。そういうことで、5年間経過した関係で今回入れかえると。7カ所7台でございます。

○**4番（本間鉄男君）** 21年ということとは、5年ということなのではございますけれども、よく問題になっているのが、設置はいいのですけれども、その後の点検がしばし行われていないというのが問題があって、古平町で前に入れた7カ所ですか、7台、年に1遍とか点検したことはあるのでしょうか。

○**総務課長（小玉正司君）** 点検しております。

○4番（本間鉄男君） これは、毎年1回とかそういう回数の中で点検した中で、ふぐあいというか、そういうものが今までなかったのか。それとも、よくいろんな地域で点検したら作動しなかったというようなことも多々あったとお伺いしておりますけれども、古平町では1年に1遍とか定期的に点検して、今まで異常がなかったということで捉えてよろしいのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） そういうことで、異常ありませんでした。

○4番（本間鉄男君） 次に、91ページの企画費の中の委託料でお伺いしたいのですけれども、ホームページということでお伺いしたいのですけれども、古平町のホームページ、以前よりよくなったという思いは確かにします。最初に頭のほうに、動画というあれではないですけれども、景色だとかそういうものが入れかわって、4つぐらいですか、変わって出てくるとかということがあるのですけれども、ホームページを見ていきますと、例えば暮らしだとか食べ物だとか観光だとかいろいろ出てくるのですけれども、温泉、あれなんかも「みどころ」、「いやしどころ」とか出てくるのですけれども、逆に言うと「いやしどころ」が何となく「いやしどころ」に見えないのです。何か医者どころみたいな、そういう。頭の文字だけが大きくなっているものですから。だから逆に、「いやし」なんていう言葉であれば、漢字の「癒やし」みたいに書いたほうがもっと何となく癒やされるのかなという思いもするのですけれども、ちょっとその辺工夫していただきたいなど。

それから、今「いやしどころ」で温泉の話なのですけれども、古平温泉の写真が出ていたりとか成分が出ていたりとかということがあるのですけれども、温泉の効能というのが載っていないのです。せっかくいい温泉だよといいながら効能が載っていないという、ちょっと残念な思いもするのですけれども、そういうものも含めて今後改善していただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） ホームページにつきましては、昨年の予算で改修しました。そういうことで、前よりは相当見やすくなったのではないかなと思っております。今ご質問あったとおりに、さまざま検索の仕方につきましても、温泉一発で調べられるとか、そういうことでなくて癒やしとかさまざまな言葉のあれで中に入っていくような感じで、なかなか見つけづらいという声も聞いております。さまざまそういうのがありますので、内部で検討して、今年度予算計上しておりますけれども、今言った温泉の効能ですか、その辺につきましても再度内部で検討して、修正できるものは毎月の委託料で修正できますので、その辺も含めまして検討していきたいと思えます。

○4番（本間鉄男君） その中でも、古平町の地図が載っているのです。あれはたしか古い地図でないかなと。それを写しただけでないかなと思うのです。ということは、やっていない食堂が載ったり、修理工場が3軒あるのだけれども1軒しか載っていないとか、お菓子屋さんが2軒あっても1軒しか載っていないと。私やっぱり、せっかく載っているのであれば、皆さん商売している業種、これは平等に載せるべきでないかなと。だから、我々商店なんかはどこも載っていないです。だけれども、そういう載っているから載っていないからというより、同じ業種で載せているのであれば平等にそういうところを載せてあげるべきでないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 今の本間委員さんの意見も取り入れながら内部で検討していきたいと

思います。

○4番(本間鉄男君) 次に、93ページの電算管理費の委託料のことでお伺いしたいのですけれども、ことしXPを取りかえるということなのですから、前から言っていたように虫食いが多いということで、それこそ最初から言われているものを続けてずっと使っていけなかったというようなことで、逆に言うと予算が更新ということでもかなり予算計上しなければいけないということがあるので、電算管理室だとか、そういうパソコンに詳しい職員も何人か入っていると思うのです。こういうものを導入するときには、そういう人方だとか外部の意見、外部の中でもただ勤めようという業者の意見ばかりでなく、もうちょっと考えてもらわないと、結局過去パソコンを入れたから、それこそ人件費が減るのだとかどうのこうのという言い方で何千万という人件費、そして毎年何百万という経費がかかってくるのです。だから、せっかく入れるときにはきちっと先を見据えた中で、それこそソフトの入れかえだとかそういうものを考えていただきたいと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○総務課長(小玉正司君) まず1点目ですけれども、今本間委員さんおっしゃいましたXPがふぐあい今回入れかえると、そういうことではないです。XPは、私もよく知りませんが、決して悪いOSではなかったのではないかなというふうに評判は認識しております。ただ今回は、XPが4月9日でしたか、日にちはあれですけれども、そのサポートが切れると。サポートが切れて危険性が増すということで全国的にも入れかえると。そういうことで、古平町も今年度予算計上して入れかえたいと、そういうような予算計上でございます。

○4番(本間鉄男君) サポートが切れるということは、逆に言うとふぐあいが多い、そういうソフトだったということなのです。だから、そういう部分では、メーカー主導でそういうふうにもうやめますよという、そういう部分が一般的に言われていることなのです。だから、その辺もうちょっと、コンピューターを入れるのは確かに便利で、確かにいろんなことに利用できますけれども、それがどういうふうになるかという先のことも少し考えながらやっていただきたいなど。ということとは、前にも私、最近ようやく古平町もバックアップ、そういうことでクラウドというか、そういうあれも道のほうにやるような、そういうシステムにもなりましたけれども、そういうものを早目早目に勉強しながら、そうやって導入時にはある程度ふぐあいが少ないような、そういうものをしていただきたいなど、そのように思っております。

それで、その下の行の職員研修費の負担金補助及び交付金ということなのですから、自治大学の研修負担金というものが昨年も計上してありましたよね。昨年の説明であれば、2年に1度で5月9日から7月17日、70日間でだめなら10月というような説明だったのですけれども、昨年の自治大学の研修はどなたが行ったのか。去年の説明であれば2年に1度という説明だったのですけれども、ことしも予算計上してございますけれども、その辺の説明を求めます。

○総務課長(小玉正司君) 自治大学の研修負担金の件でございますけれども、25年の予算の説明のときに、今本間委員おっしゃるとおり、古平町ではこれから2年に1遍程度予算計上して職員に研修してもらいたいと、そういう説明をいたしました。それで、今年度まだ終わっていないわけですから、25年度につきましては白岩会計管理者に行ってもらおうと計画しておりました。ただ、

いろいろと事情ありまして、直前に行けなくなってしまったと、そういうことがございました。そういうことで、昨年25年行けないことになりましたので、今年度改めて予算計上したものであります。

○4番（本間鉄男君） 次に、97ページの13節、コミュニティバスの委託料の件なのですが、300万ほど予算がふえていますけれども、これはルートがふえたということ、回数とか、その辺の説明をお伺いしたいと思います。

○総務課長（小玉正司君） コミュニティバスの運行業務委託料でございますけれども、これにつきましては3年間の債務負担行為で平成23年、24年、25年とやって、そして26年度が更新の年と。そういうことで、26年度、これから3年間、既に補正予算で債務負担行為をお願いしてございますけれども、大きく金額が予算では、前回に比べて予算が多くなってございます。この理由につきましては、全国的に人手不足、さまざまな理由で道の労務管理費が大きく上がっていると、これが一番の要因でございます。それと、ほほえみくらすですか、複合施設、これが今4月からオープンしますので、夏の期間ですけれども、そこにも寄りたいと。そういうことで若干距離延びますけれども、これは予算上、金額的にはほとんど影響ないような金額でございます。大きいのは、人件費、労務費の増加でございます。

○4番（本間鉄男君） 次に、その下のほうの賦課徴収費の部分で、委託料の中で固定資産税の路線価というのが時々出てくるのですけれども、昨年標準宅地評価替え委託料というのですか、こういう名称で出てきたのですけれども、その辺とも関連があるのかどうか、その辺お伺いしたいと思います。

○財政課長（三浦史洋君） ただいまの件ですけれども、昨年部分、25年度部分ですが、今現在行っています不動産鑑定士さんのほうに町内各所31ポイント、31地点の鑑定をしていただいております。それに基づきまして、新年度26年度にそれぞれの道路、今現在は370本ほどの路線に値をつけておりますが、それを26年度にやるということで、27年度、基準年度の評価替えに入っております。

○6番（高野俊和君） 89ページの13節の財産管理費なのですが、予算上のことで、別に大したことではないのですけれども、いつも毎年不思議に思うのは、24年の決算しか見ていないのかわかりませんが、24年の決算が600万以上になっている割には、24年、25年、26年、いつも予算が300万程度しかのっていないというのは、最低保障みたいなものがあるのでは低く見積もっているのでしょうか。財産管理費の町有建物除排雪委託料、庁舎とか集会所とか海洋センターなのだと思いますけれども……

（「何ページ」と呼ぶ者あり）

○6番（高野俊和君） 89と言ったよ。89ページです。財産管理費。

もう一回言います。庁舎とか集会所、海洋センターだと思うのですけれども、いつもこの予算が大體、24年からずっと見ても300万ぐらいの予算計上なのですけれども、決算としては24年しか見ていないのですけれども、倍以上600万以上になっているのですけれども、予算ですからいいのでしょうか、あえて低く見積もっているのでしょうか。最低保障みたいなものがあるのならお聞

きしたいと思いますけれども。

○総務課長（小玉正司君） 公共施設の除排雪ですけれども、これにつきましては平成22年ころまでは百二、三十万でした。それが、決算ですけれども、23年度で300万、そして24年度で500万というふうにふえてございます。これにつきましては、場所は役場、元気プラザ、文化会館、海洋センター、これの4カ所の除雪でございます。そういうことで、平成23年度からは社会資本整備総合交付金と、そういう補助制度に基づいて除雪を行ってございます。金額につきましては、若干といたしますか、金額多くなってございますけれども、やり方としては同じで、雪の降り方だとかそういうことが影響したのではないかなと思っています。

○6番（高野俊和君） わかりましたけれども、これに最低保障みたいなものはあるのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 申しわけありません。最低保障はございません。

○3番（中村光広君） 3番、中村です。85ページ、12節役務費、郵便料239万5,000円という項目がありますけれども、これは役場からの郵送物の郵便料、切手代その他だと思えますけれども、封書、はがき、その分類、何%がはがきで何%が封書とか、その辺教えてください。

○総務課長（小玉正司君） 郵便料の内訳でございますけれども、役場では、料金後納制度ということで、一回一回切手を張るだとかそういうことはまず行ってございません。そういうことで、後納郵便として、24年度決算ですけれども、180万。22年度の決算が202万ですから200万として、9割が後納郵便。それと、宅急便もこの中に入っております。宅急便が11万円ほどです。それから、切手とはがき、分類一緒にしてございますけれども、それも10万円と。要するに9割が郵便後納です。封筒だとかそういうことでございます。

○3番（中村光広君） はがき、封書、その手の類いはほかの項目でも郵便料としてのつかってございますけれども、私考えるに、ただ郵送するだけではもったいないので、封書等に古平町の宣伝するものを印刷して送ったりとか、そういったことは考えていないのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 今の封筒にはございませんけれども、以前は旅行村を印刷したりしてございました。それと、今もたしか裏、折り返したところに一部宣伝、最近はちょっと見ないので何かはあれですけれども、そういうふうにも今でも、若干ですけれども、宣伝を行ってございます。

○3番（中村光広君） 封書も大きいものになるとスペースがもったいないですので、その辺の有効活用ということで、多少なりともPR費等をいただいて、そこに印刷、PRを各会社等載っけるなり、あるいは古平町の宣伝するものを載せて送るなりするという方向で考えていただきたいと思いますが、その点考えておられるのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） まず、民間の会社までというふうには、そこまで今まで考えたことも余りございませんでした。それと、印刷もスペースで、たしか3分の1とか表面積が決まったりして、なかなかそういうのもあるので、難しいと思います。あと、行政として、そういう民間までのPR、今こういう加工屋さんの大変な時期ですから、その辺も考えながら、行政としてそういうことがなじむのかどうかも考えながら検討してみたいと思います。

○3番（中村光広君） ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、93ページ、18節備品購入費、事務用パソコン購入費というのがありますけれども、これは

パソコンが古くなったり壊れたりしたので、入れかえとかそういう形の購入でしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 説明資料をお持ちでしょうか。説明資料の43ページに載ってございます。薄いほうの説明資料の43ページでございます。ここに書いてありますとおり、ウィンドウズXPのサポートが終了することにより、ウィンドウズ7に対応した事務用パソコンを更新すると、そういうことでございます。

○3番（中村光広君） ノートパソコンが何台でデスクトップ型が何台でと、そういった数量を教えてください。

○総務課長（小玉正司君） 申しわけありませんけれども、そこまで把握した資料は今持ってございません。

○3番（中村光広君） パソコンにもいろんな国内産のもの、外国から輸入されているもの多々ございますけれども、どこのメーカーの機種を使っているのか。役場としてパソコンいろいろございますけれども、特に決まっている会社のパソコンを使っているとか、そういったことはありますでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） まず、決まっているメーカーのパソコンというふうにメーカーを決めてはございません。そして、今我々使っているのは、デルの製品が多いのかなと思っています。そういうことで今後も、これから機種を決めたり、見積もり合わせ、入札をやるわけでございますけれども、その辺も慎重に検討しながら決めていきたいと思っています。

○5番（堀 清君） ページ数は97ページです。先ほどもちょっとあれですけども、固定資産税の鑑定料のことなのですけども、筆数は30ちょっとで三百何十万ということなのですけども、この鑑定料というのはどのような形で決定になっているのか、そこら辺ちょっと説明してもらいたいと思います。

○財政課長（三浦史洋君） ただいまのご質問で31カ所というのは、今回の予算ではなく25年度の予算で、宅地、標準な部分、町内にばらばらに31地点をもってやりました。25年度の予算が31地点。今回お願いする26年度予算の320万円につきましては、今現在は路線は373路線ですけども、多分近い数字になると思いますが、それで考えてございます。ご質問の趣旨の見積もりというか、計上の金額の基礎ですね、それにつきましては今までやってございます3年に1度お願いしております業者さんの見積書をとってということで、見積書に基づいて計上しております。

○5番（堀 清君） その点についてはわかりました。

あとは、99ページなのですけども、13番の戸籍のことなのですけども、このものは最終的には戸籍の台帳をコンピューターの中に全部突っ込むということなのですけども、これというのは今回することによって、あと経費面だとかは、若干のものはかかっていくのでしょうか、今後の経費面というのはどのような形になりますか。

○副町長（田口博久君） この後もということですけども、まず債務負担行為2,240万設定しておりますので、機械と、この18節備品購入費で290万見ております。実際にはこのほかに、債務負担行為を設定しております2,240万、この分が5年間かけて支払いするものです、備考資金の譲渡事業を使いまして。これにつきましては、機械の分と法務省の基準書以外のシステムの買い取り代をここ

で支払いするものです。それから、そのほかに保守の委託料として400万程度毎年かかっていきます。機械の保守と、それから、今度は法務省の基準書に規定された部分のシステムの使用料、これを合わせますと大体400万近く年間かかっていく形になります。そして、当然のように何年かたちますとまた機械の、5年、6年、そういったサイクルになるのでしょうか、今度は機械だけですけれども、入れかえということが想定されます。

○5番（堀 清君） 今金銭的なことの説明だけでもびっくりしているのですけれども、こういうものというのは確かに大事なことなのですから、ここまで毎年経費というものをかけながらやっていかなければだめなのかなと思うのですけれども、そこら辺の考え方はどうですか。

○副町長（田口博久君） やる必要があるものというふうに考えています。といいますのは、平成6年の戸籍法の改正に基づきまして、戸籍を電子システム化しなさいということが法律上決定されておりますので、そういった方向に沿って進める必要があるものと思っています。

ちなみに、たしか予算のときに財政課長もご説明したかと思えますけれども、12月末で道内で電算化が終わっている団体が132団体です。今作業中の団体がこのほかに35かな、作業中の団体を入れると167、179の自治体のうちもう既に167団体が着手あるいはもう実行しているという状況です。ちなみに、後志管内の状況でいいますと、積丹町がこの3月に稼働いたしましたので、今作業中でことしの10月、11月に実施する予定が仁木町、小樽市、岩内町です。これは、もう作業を進めています。残っているのが古平町と余市町だけという状況になっております。

○7番（木村輔宏君） 7番、木村です。93ページの9節の研修旅費、これは何名をどこに派遣するのでですか。

○総務課長（小玉正司君） この旅費につきましては、自治大学が37万、そして一般研修が63万1,000円というような内訳でございます。自治大学につきましては1名。あと、一般研修につきましては、ことし新人職員が10名ほど入る予定です。その新人の職員研修10名分。それと、2年目研修というものもあります。それと、法務研修、これを3名予定。それと、政策形成という研修に1名。それと、法務応用研修、これが2名。それと、市町村中央アカデミー、これが千葉県にありますけれども、この中央アカデミーにも1名予定と。あくまで予算の予定ですが、内容は今言ったとおりでございます。

○7番（木村輔宏君） 人数的なことは一応参考に聞いたのですけれども、実は、人事が大体3年に1回ぐらいありますよね。古平の人事で大体3年か4年に1回、どこかに動きますよね。ということは、こういう研修に行った方が、毎年見ていると、2年だったり3年だったりその課にいて、それでせっかく研修をしてきた次の年には違うところに移っている。とすれば、その人は果たして何のために行っているのかというふうに考えられるのですけれども、例えば何々課に入った方は、新人でなくてもどちらでも構いませんけれども、なった年にでも研修させるという考え方はないのか。それとも、3年に1回でぐるぐる回るからという、いろんな面で研修させるのか。

○総務課長（小玉正司君） 適宜その職務に合った研修があれば一番いいのですけれども、役場職員も人事異動はつきものでございます。そういうことで、場合によっては研修してすぐ異動だとか、そういうこともあると思えますけれども、将来のことを考えて、どの研修も将来にわたっては役に

立つものと考えてございます。

○7番（木村輔宏君） ということは、逆な言い方をすれば、せっかく研修してきたのに次の年に違うところに移ることによって、研修されたものが実際自分の身につかないうちに移るという可能性があると思うのですけれども。

○総務課長（小玉正司君） そういうこともあると思いますけれども、そういうことで、研修によって人事がそれに縛られると、そういうことはあってはならないというふうに私は思っています。

○7番（木村輔宏君） 次に、97ページのコミュニティバスのことなのですけれども、ことしから新しくほほえみくらすにバスが運行されると思うのですけれども、意外とあそこに人数が二十何名ですか、そのほかいろんな方々が、事によっては30名、40名の人がいると思うのですが、あそこに行く時間帯がこの運行される中に組まれたとすれば、どのくらいの時間を組んでいるのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 運行の時刻表を毎年配ってございます。今の運行表、あれを大きく崩すとかそういうことでなくて、今までの運行表の時間、ほとんどあれと同じなのですけれども、そのすき間であそこまで行くと。そういうことで、時間的にはあそこに5分とまっているとか10分とまっているとか、そういうことでは我々考えていません。

○7番（木村輔宏君） 逆に言うと、お年寄りが、30名までいないけれども、二十何名いると、時間的に時間かかりませんか。そういうことはゼロではないかもしれないけれども、3分か5分という、あそこに上がっておりて5分くらいで稼働するという考え方なのですか。

○総務課長（小玉正司君） これも初めてのことでございますので、まずやってみなければわからないというのが大前提でございます。そして、様子を見ながら、利用者が多くてこれではちょっと支障があると、そういうことがあれば柔軟にまた考えていきたいと思えます。

○7番（木村輔宏君） それはそういうことになろうと思えますけれども、今までは大体1年間に1回ぐらいですよ。日程表みたいのをつくるのは、違いましたか。2回ぐらいありましたか。とすれば、もし今課長が言ったようなことであれば、ことしの夏になったらまた考えるという考え方、そういうお話が出てきたときには考えるという考え方でよろしいですか。

○総務課長（小玉正司君） まずやってみて、余りにも影響が大きいと、これではだめだと、そういうことになれば柔軟に対応していきたいと、そういうことでございます。

○8番（真貝政昭君） 87ページです。その前に、95ページの町史編纂費で、「高野名幸作日記」を今口語訳に作業中ですが、進捗率といいますか、どの程度までいつているのか。それと、最後までやるとすれば、このペースですとあと何年かかるのかわかりますでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 「高野名幸作日記」でございますけれども、「せたかむい」が一応役目を終えて、新しい形で今村井先生がやってございますけれども、それにも大部分が「高野名幸作日記」載ってございます。ただ、昭和三十何年ころまで続いているという日記というふうに私認識してございますけれども、これにつきましても村井先生と一度お話ししなければ、町史編纂、総務で扱っているわけでございますけれども、村井先生のほうにも一度確かめなければ、これから何年かかるというのは、今の段階でお答えすることは難しい状況でございます。

○8番（真貝政昭君） 年齢的にいつ何があってもおかしくない年齢ですし、どうも日記帳の文体

が達筆みたいなので、おいそれとすぐ誰でもかれでもやれるというわけではないので、当町にとっても新たな段階に、学芸員だとか後を引き継ぐ人材の育成ということで、そろそろ考えたほうがいいのではないかというふうに思うのです。どんなものでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 私も真貝委員さんのおっしゃるとおりだと思っています。そういうことで、余市町は学芸員がおります。それから、この間も蘭越町ですか、それから積丹町でもたしか昨年、学芸員ということで募集をかけて採用されたのではないかなと思っています。そういうことで、古平町も、村井先生の年齢を考えれば、本当に考えなければならない問題だと認識してございます。

○8番（真貝政昭君） 99ページです。電子化によってこういうふうになるというのが資料のほうで出されておりますけれども、何かあったときのバックアップ体制が整うということです。それで、紙による保存で来たのですけれども、劣化が激しいということもあるのでしょうか。この紙の保存は継続して行われるのでしょうか。幾らバックアップ体制が整ったとはいえ、こういう類いは割と盲点があるので、ほかの町村の対応も含めて、どのように扱われるのか伺います。

○副町長（田口博久君） 紙も当面保管しようと思っております。

○8番（真貝政昭君） 東北の震災のときは、津波による被災で失われたという例が多々ありますけれども、電子化後の保管、紙の保管ですけれども、ぜひともそこら辺の災害を考えた上での高台での保管等を考慮に入れていただければなど、するべきかなというふうに思っているのですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○副町長（田口博久君） 保管場所等につきましては、これから検討していきたいと思えます。

○8番（真貝政昭君） 97ページのコミュニティバス運行業務委託料です。先ほどの説明を聞いていますと、特に予算が増額された理由として、労務単価が上がっているということと、それから夏期間のほほえみくらすへの運行という説明でした。それでまず、運行なのですけれども、夏期間だけということなのですが、冬期間の運行はあのバスでは不可能ということなのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 予算を当然見積もる場合、業者さんともさまざまお話を聞きながら予算、内訳をつくるわけでございますけれども、運転業務をやっていて、あの坂、勾配、冬の期間、葬儀屋さんの車もバスも上がっているんで、我々は大丈夫でないかというふうに思っておりますけれども、業務として仕事をやっている以上、少しの不安もあればちょっと難しいと、そういうようなお話でした。そういうことで、どうしてもそういうことがありますので、我々としても強引な形でやってもらおうと、そういうことはできないということで、町としては夏期間だけの運行というふうに予算はなっております。

○8番（真貝政昭君） 逢見議長の経験からいえば、4駆ならまだしも後輪駆動では途中でとまってしまうというような坂なので、業者のほうからすれば、そういう論理が成り立つのかと思います。仕方のないことですが、年金生活者の高齢な方が冬期間閉ざされると、やはりあの坂ですと転倒あるいは閉じこもりというのが加速しますので、何らかの手を打つ必要があるのではないかと。新たな勾配の緩い道路の模索を着手しますけれども、それができるまでの間、そういうふうになるとバスの運行は可能かと思うのですけれども、短期間ではあるけれども、冬期の対応として特

別な体制をとる必要がある。例えば、タクシーへの補助だとか、あるいは小型のマイクロ等の運行だとか、何か手があるような気がするのですけれども、これをほったらかしにはできないと思うのですが、どうでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） そういう問題になれば、総務のコミュニティバスだけの問題というよりも、福祉も含めて役場全体で今後検討していきたいと思います。

○8番（真貝政昭君） それと、労務費の件に移る前に、以前問題にしましたガソリンの急騰だとかそういうものに対する対応なのですからけれども、契約するときに予想もつかないような乱高下をするようなガソリンの扱いなのですが、どのようにされたのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 先ほどの説明で労務単価と若干の距離と言いましたけれども、労務単価に次いで大きかったのがやっぱり燃料の単価ですね、軽油の単価。これを今実勢価格に合わせたと、そういうことでございます。ただ、3年間の変動、これからもっと高くなるのか安くなるのか難しいあれですけれども、なるべく業者さんに負担のかからないように、値段的には両者話し合っただけで実勢単価と、そういうことで決めてございます。

○8番（真貝政昭君） 今の説明ですと、こういう受けとめ方でよろしいのでしょうか。上がったときは上がったなりに支払う、下がったら下がったなりの価格で支払うと、そういうような受けとめ方でよろしいでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） ちょっと誤解を招いたようですけれども、今の実勢価格をもとにして設計してございます。ただその中で、この価格の妥当性、話し合ったというか、お互いに言って、これから上がるのか下がるのかわからない状況でございます。それをよしとして今の実勢単価で見積もりをしたと、そういうことでございます。

○8番（真貝政昭君） 一番よろしいのは、1年間なら1年間を区切りにして微調整すると、そういうようなやり方が一番よいのではないかというふうに思うのですけれども、わかりました。

それと、労務単価なのですが、運転員ということなのですからけれども、これは道の建設とかで使っている労務単価表に基づいたものなのではないでしょうか。私の手元にあるのでは運転員という項目は持ち合わせていないのですけれども、建設土木で最初に出てくるのが特殊作業員、次に普通作業員、次に軽作業員という形で欄が設けられているのですけれども、どういう欄でどの程度の単価表なのではないでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） まず、道の労務単価を我々としては使っています。ただ、ここではまだ契約してございません。これから見積書をもらわなければだめな段階で、ここで何を使ったというのは差し控えたいと思います。

○8番（真貝政昭君） でも、契約はしたのでしょう。まだやっていないの。

次に、戻りまして、89ページの備品購入費で自動体外式除細動器購入費があります。これについて説明をお願いします。

○総務課長（小玉正司君） 先ほど本間委員さんのときも説明申し上げましたけれども、古平町では平成21年の10月に国の交付金を使って、一番最初に7カ所に設置したと。それが5年間で一応のサポート期限が切れると。そういうことで、備品の更新もありますけれども、今後5年間のランニ

ングコスト、それと今回新規に入れかえるわけでございますけれども、それらを比較した場合、ほとんど金額に差がなかったと。そういうことで、そして今使っているのもリコールみたいなことでもございました。そういうことで、今まで納入した業者さんと相談しながら、新しい機種にほとんど同じ金額で入れかえると、そういうことの予算でございます。

○8番（真貝政昭君） 次に、87ページの文書広報費です。それで、2月1日から道の労務費がアップになりまして、町の除雪の補正も労務費のアップということで、あのときの説明は15%くらいのアップというふうに伺っていたのです。新聞報道では前年に比べて7%くらいのアップということだったのですけれども、どちらの説明が正しいのでしょうか。

ごめんなさい。失礼しました。ちょっと聞き方がまずかったので訂正しますけれども、それはさておいて、労務費のアップというのは、帯広市議会で明らかになったのですけれども、業界に知れ渡っていないと。元請、下請、孫請という形で建設、運輸の業界ではなっているのですけれども、重層構造です。知れ渡っていないと。町長のほうもなかなかその問題はということで及び腰なのですけれども、例えば帯広市議会のこういう実態を見ますと、まず知らせることが大事だというふうに私は思うのです。なかなか私にとっても、インターネットで検索しないと道の労務単価表が手に入らないのです。広く労働者にも業界にも知れ渡らせるために、広報に必ず上がった場合はお知らせするということが必要ではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 労務単価、そのアップだとかの変化を広報でお知らせするべきだという質問でなかったかと思えますけれども、なかなかそれについては、広報の本来の役割だとか、そして特に今言った労務単価、それからさまざまな道の歩掛り単価、これにつきましては町の広報にはなじまないのではないかなと私個人思いますし、それこそ建設協会だとか、それぞれの業界団体でそういうのをお知らせすると、そういうほうが一般的にはなじむのかなと私は思います。

○8番（真貝政昭君） これは、業界がほとんど公共事業を請け負うことで成り立っているような業界ですので、道にしても町にしても、自治体が特にかかわるものですから、そういう発想ではいかがなものかと思うのです。それと、補正予算等で説明があったように、労務単価が上がれば、必ず予算増という形になってくるわけですから、これは業界だけの問題でなくて、税金がどのように使われているかという町民の目からしても必要なことだと思うのです。ぜひとも検討していただきたいと思うのです。公契約にいかないまでも、知らせるということが大事だという観点で申し述べているのですが。

それと、広報で1つ伺いたいのは、東北の原発の事故以来、道でも空間線量を計測するモニターを設置しました。余市町は既に広報で月間の線量のグラフを公表しているのです。古平町はまだなのですけれども、いまだに事故は終息していないということと、それから子供の健康調査ということで福島県を中心に行われていますけれども、どうも広くその影響が出ているようだ。住民の関心も、泊を持っている関係上、空間線量のデータというのは早く一般に公開してほしいという希望がありますので、そこら辺ことはどのようになるのかなというふうに思っているのですが。

○総務課長（小玉正司君） 町には、各町村の広報それぞれ送ったり送られたりしてきますけれども、余市町は残念ながら古平町に送ってこなくて、私見たことがないのですけれども、その辺も確

かめながら、紙面の関係ありますけれども、検討してみたいと、そういうふうを考えます。

○8番（真貝政昭君） 仮に製本される広報に載せられないまでも、べらでいろいろ入りますよね。広報に。そういう形でもよいのではないかというふうに思っていますけれども、それでは可能なことなのではないでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 余市町の状況、広報を見ながら検討してみたいと思います。

○委員長（鶴谷啓一君） それでは、総務費の質疑を終わります。

ここで15分まで休憩をとります。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○委員長（鶴谷啓一君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、3款民生費、104ページから123ページまでと地域福祉センター費指定管理料の説明資料であります202ページから203ページの質疑をあわせて許します。

○9番（工藤澄男君） このページに民生委員のことが3点ほど載っていますけれども、私の勉強不足なのでしょうけれども、民生委員という方々の仕事は、どこまでが民生委員の仕事なのか、まず教えていただきたい。

○副町長（田口博久君） 実際にどんなことをやっているかということになりますと、どこまで入り込むかという部分で難しい部分あるかと思いますが、基本的には相談、援助ということになります。民生委員法の中では、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるとされております。今現在の活動の中身、かつては生活保護世帯の支援といったことが制度ができたころは大きかったろうと思いますが、今は、高齢者に対する見守り、声かけ、あるいはこれからといいますか、今もそうなのですが、子供に対する見守りといいますか、そういった部分が大きな仕事かと思っております。

○9番（工藤澄男君） その部分はわかりました。それで、これは生活保護の関係から伺いたいのですけれども、生活保護となれば町はあくまでも窓口だけだろうというのはわかるのですけれども、これを担当する役場職員は、例えば生活保護費などを受けている方に対してはどのような対応をしているのですか。

○副町長（田口博久君） 職員がお宅を訪問して生活面の指導をするといったことは行っておりません。当然にそれは、道のケースワーカーの仕事であると思っております。窓口での、あるいは電話での相談で方向性、相談受けたものを、それはこっちですよ、あっちですよ、あるいは若干の代行手続、そういったことを職員は行っております。

○9番（工藤澄男君） 私なぜこのことを聞いたかということ、去年の秋とつい最近と2名の方が生活保護を受けながら孤独死しておりまして、結局家族なり身内なりはいることはいるのですけれども、相談のしようがないのです。私2件とも携わったのですけれども、ただ個人的に余市町の事務所に電話して対応するとか、そういう人方がこういう場合はこういう方法がありますよとか、民生

委員の方が来てこういう方法もあるのですよとか、それから担当の職員だったら来て、同じようなことがあるのですよとかというふうなぐらいのサービスがあってしかるべきだと思うのですけれども、2件とも一件もありませんでした。

ところが、前の担当者の方はそういう場合はすぐ駆けつけて、そして一生懸命相談に乗ってやってくれたと。最近の方は、全然そういうのには、行っても話もしてくれないというような声がいっぱいあります。ですから、生活保護を受けて、葬式を出すにもお金がかかります。そうしたら、誰もお金払えないような人もいるわけなのです。だから、そういうときにどういう方法がいいのかとか、せめてそういうのをぜひ役場職員なり、民生委員の方にそこまではどうなのかわかりませんが、せめて役場の職員が来て、こうですよ、こういうのもありますよ、こういう方法もありますよというぐらいはわかっていると思うので、そういうサービスのことをこれからやっていかないと、今回みたいに死んで3日たっていたような人がいたり、そういう人がこれからもまだふえる可能性もあるので、生活保護を受けているような、そういうところにはもうちょっと気配りみたいなものがあるといいのかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○副町長（田口博久君） 先ほど申しましたように、どこまで入っているのかという部分もあります。ご家族と申しますか、私どもの台帳の中で、親族なりがいらっしゃるようなケースでもありました。そういったようなことと、生活保護、今工藤委員さんおっしゃったとおり、費用がない場合の対処の仕方、こういったものにつきましては、それこそ生保の家庭の方の葬儀の仕方、それから葬儀を執行する方がいる場合、いない場合ということで基準があるようでございます。当然に私どもが、福祉事務所のほうとつなぐというような役割で今後努めていきたいというふうに思います。

○9番（工藤澄男君） 副町長、結局誰もお金がなくてやれないというのも実際にあったのです。私、福祉事務所と連絡とりました。そうしたら向こうの言い分は、誰か出す人いないのかと、ただそれだけなのです。そして今度、たまたま月初めにお金入りますよね、生活保護費。全部日割り計算で返してくださいと。逆に返してくださいなのです。それだったら何のための福祉なのというようなことで私電話でやりとりはしたのですけれども、使っていなかったら返さなければいけないのは当然だろうと。それが規則だろうからそれはそれでいいのですけれども、葬儀のお金を出せる人いますかといったら、誰もいませんと言っているのもそうなのです。本当に事実そのとおりです。私、その本人と会って話せといったら話できますけれども、実際にそうだったのです。

最終的には預金残高が幾らありますかというようなことで、たまたま私の知っているところはもらって二、三日たっていたものですから、全部支払いが終わっていたのです、店の。だから、お金は一銭も残っていないのです。それで、信用金庫なら信用金庫へ行ってお金調べてくださいということで、本来ならば本人は死んで、いないのですから本当は調べられないのですけれども、そこをいろいろ頼み込みまして、わずか1万円残っていました。それで、再度福祉事務所に行って、この1万円返しますかと言ったのです。そうしたら、葬儀代に使ってくださいと言うのです。そんなばかな話。片方では日割りで返してくださいといいながら、片方で残ったやつを。そういうような感じがあったものですから、まずそういう点、結局身内はわからないわけですから、そういうような点ももしわかっている職員がいたら、これからはいろいろと指導していただきたいというのが私の

願いです。

次に移ります。前にも言いましたけれども、除雪のサービスなのですからけれども、113ページです。委託料の部分で。前に質問したときには、業者を2社ぐらいに分けて対応しようかという考えもあるようだという話をしておりましたけれども、それはされていないように思いますし、実際に除雪のサービスの内容というのはほとんど変わっていないのが現状です。前にも言いましたけれども、福祉の世話になっている人の家の前に、雪はかいたけれども、除雪した本当のかたい雪が山になっていると。そうしたら、福祉の迎えに行った車の女の人がどうしようもなく、スコップ持ってそれをよけながら病院へ連れていくとかというケースがたびたびあるそうなのです。そういう点をもうちよっと、前にも私言ったのですけれども、業者さん同士なり行政のほうもいろいろ3者なりで話し合っ、て、せっかくやっているサービスなので、みんなに喜ばれるようなサービスということを考えれば、そういう点をもうちよっと考えていただきたいなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 工藤委員今おっしゃられるとおり、確かに、いつの議会かはちょっと忘れましたが、改善に向けてやっていきたいのだというお話はしております。それについては、対象者だけでなく、対象から外れる高齢の方に対しても、有償でのサービスということも含めて、古平町の高齢者全体を網羅できるような仕組みづくりというものを今慎重に考えている最中です。時間かかって申しわけないのですが、どうせこれを改革するのであれば、古平町の高齢者皆さんが少しの負担をいただきながらでもやっていけるような仕組みというものを慎重につくっていきたいと思っております。

また、委員おっしゃられるとおり、苦情についても、じかに私どもも受けております。実際に雪の降り方、あと除雪車の入り方によって千差万別ある中で、業者もそれに対応し切れていない部分があるというふうに聞いております。うちのほうからも極力配慮した除雪というのを心がけてほしいということは指導しておりますが、実際にはそうなっていない部分があるということは認識しております。連絡入り次第、私どもも出動して対応したりなんかしておりますので、もうしばらくお待ち願えればなと思っております。

○9番（工藤澄男君） 課長の前向きな答弁、まずそれで私なりに理解できました。ただ、実際にいろんなところで話を聞くのですけれども、除雪のできるような人もいるのです、中には何人も。実際に除雪をしてあげたと。そうしたら、違うところから持ってきて、また玄関の前に雪積むような人もいれば、2階の屋根に上がって屋根で雪おろすだけの馬力の人も実際にはいるわけです。私もこの目で見たりもしているのですけれども、ただもちろん病気があってとかそういう面で除雪のほうまで手助けしているのだろうとは思っただけけれども、実際にああいうのを見たら、何のために除雪してあげなければいけないのかなとかという件数が1件や2件ではないのです。だから、除雪だけに関してはその辺をもうちよっとチェックといいますか、きちっと調べてやっていただきたいと思っいます。答弁はいいです。

終わります。

○6番（高野俊和君） 今お話出ましたけれども、今の介護予防生活支援対策費の除雪サービスで

すけれども、たしか24年が54件、25年が55件だと思うのですけれども、大変悩ましい問題で、町のほうも大変苦慮していると思うのですけれども、多分町内会長さんとかそういうところにも、ことのように1日でどっと降る年というのはかなり苦情が来ると思うのですけれども、件数はふえていますか。たしか去年、積雪15センチと聞いておりましたけれども、その辺は変わってはいないのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、実績ですが、平成25年が、1月現在の数字なのですけれども、44件。ですから、平成24年の54件から見ると10件ほど減っております。ただ、1月現在の数字ですので、2月、3月にやっぱり申し込みたいという方があらわれていけば、その件数が上乘せになることと思います。私のほうで押さえていたのが1月現在です。26年度の予算も、過去の実績から見て55件を見ております。

あと、積雪、降雪の関係なのですけれども、10センチで、下げてちょうど15センチですけれども、それよりも基準を下げてやっております。済みません。間違えました。ちょうど20センチですから、15センチです。

○6番（高野俊和君） 今課長、24年が54件、25年が44件とありましたけれども、これ認定されてやると思うのですけれども、これは受ける件数が減ったということなのですか。それとも、受けるサービスを、もう必要ないといって10件ぐらい減ったという、そういう解釈なのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） サービスが必要ないというよりも、24年度までのサービスを受けていた方が不幸にもお亡くなりになったとか、そういう要素が大きいかと思います。

○6番（高野俊和君） それで次に、同じ113ページの負担金補助及び交付金の高齢者通院支援助成金とありますけれども、これは生保の病院の通院代でしたでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 生活保護の受給者ということでなくて、要支援1、2の方を対象とした病院への通院支援のサービスです。

○6番（高野俊和君） これは、回数とかそういうものには全く制限がなくて、病院にかかった分だけ全部こっちのほうから支援されるということなのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 対象者でいきますと、平成25年度、今現在の件数、対象者としては20名の方を対象に、おおよそ月に一、二度程度の通院というパターンが多いです。それに対して、所得の状況に応じて、全額負担、4割負担とかさまざまあります。

○6番（高野俊和君） ここはわかりました。

次に、119ページお願いします。119ページ、幼児センター費の賃金のところなのですけれども、今年度3名ほどたしか採用が出ていたと思うのですけれども、これは、特別支援とかいろいろあると思うのですけれども、一般の保育士を募集しているのでしょうか、それとも特別支援とか分けて募集をしているのでしょうか。

○副町長（田口博久君） 別段分けては募集はしておりません。

○6番（高野俊和君） 今どきの若者のそういう考え方なのでしょうか、どうも保育士さんがこのごろ出入りが激しいような感じもするのですけれども、できれば腰を落ちつけて指導してくれればいいなというふうに考えていますけれども、町として対策みたいなのは考えているのでしょ

うか。

○副町長（田口博久君） 私どもも全くそのように思っております。25年度でのお話でいいますと、3歳児の担当が数カ月置きにかわるというようなこともありましたので、退職に伴って臨時で補充した先生もまた数カ月で退職とかということもありましたので、そういったようなこともありましたので、子供たちへ負担にならないように、そういった保育を進めていくように、新年度また職員の、確かに退職された職員個人の資質の問題もあるでしょうけれども、施設の体制につきましても反省する部分はあるのかなのか検証した上でしっかり進めていきたいと思えます。

○6番（高野俊和君） 保育士に限らないのですけれども、小学校、中学校なんかもそうなのでしょけれども、年齢的な順というのですか、同じ若い人、年ごろの人をあれして、例えば結婚なんかして産休をとるのが続くとか重なるとかそういうこともあると思うので、年齢的な要素みたいなのも考えて採用できるような状況ができればいいと思うのですけれども、その辺も考えの中に入れて採用するという事は考えているのでしょうか。

○副町長（田口博久君） 秋といいますか、新卒の方が出るときといいますか、就職に向けて学生が就職活動をしている時期、そういった時期ですと、いろいろな方あるいは若い方をとることもできるのですけれども、私ども古平町は札幌市とかに比べますと田舎ですので、売り手市場といいますか、逆にこちらとしては余り条件をつけると来てもらえないというようなことが現実にはあります。時には、臨時職員などは年齢の幅を広げた上で採用して、そして若い先生とうまくやっていけるような体制、人数の中で組んでいくと、そういったことで進めております。

○6番（高野俊和君） 今例えばの例なのですけれども、男性保育士とかそういう人も少し出てきているということを知っておりますけれども、男性保育士なんかというのは、古平町に限りませんけれども、各町村でそういう情報も多分あると思うのですけれども、男性職員に関しての希望とか、そういう考え方は古平町では持っているのでしょうか。

○副町長（田口博久君） 基本的には、女性の方ばかりでなく、子供にとっては男性の保育士もいたほうが活動的な遊びもできる、両方いたほうが望ましい形であろうというふうに考えています。25年度におきましても新卒の職員を男性の保育士採用したのですが、6月初めで退職しております。今年度、26年4月採用予定の職員の中にも、男性の職員1人採用を予定しております。

○4番（本間鉄男君） まず、105ページの19節負担金補助及び交付金の中の社協の運営助成金なのですけれども、昨年より減額ということになっているのですけれども、その要因をお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 社会福祉協議会運営補助金の内容ですが、まず会長の報酬として30万、それから局長の人件費、2分の1で40万1,000円、それからボランティアコーディネーターという、25年度から新しい職種を設けてやっておりますが、この人件費、4分の3で26万7,000円、それから管理係の人件費、2分の1、10万7,000円、それと平成25年度、管理係もう一人、4分の1を負担して90万ほど計上しておりました。この分について、26年度からは社協自体でほかのサービス事業で稼いでいくということになっております。

○4番（本間鉄男君） 昨年も説明いただいたのですけれども、今回主な要因は、社協のほうに移

るといふか、そういう90万が主たるというよな捉え方でいいのかなと思ふのですけれども、ただこの中で、今説明受けた中で、ボランティアコーディネーター、これの金額が十何万ほど昨年より減った数字になるのですけれども、どういふ基準で賃金を払っているのか、その辺お伺いしたいと思ふます。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ボランティアコーディネーターの分ですが、去年も4分の3をここで負担しております、257万4,000円で見えておりました。ことしが、率としては4分の3、同じで261万7,000円ですので、六、七万ほど上がっております。

○4番（本間鉄男君） そうしますと、昨年議会で言った数字というのは前年度ということによろしいのでしょうか。私、昨年度のメモで277万4,000円という、そういう答弁聞いていたのですけれども、そうしますと前年度、例えば24年度であれば、25年度で一旦下がって、また上がったという、そういう捉え方でよろしいのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 平成24年度については、会長報酬と局長2分の1、それから主任4分の3という率で負担しております。昨年から、25年度から、負担する職種をふやして対応しております。そういった中で、24年度の金額が私今押さえていないのですけれども、恐らく4分の3という負担率の関係から、単価の高い主任の分を25年度の説明のときにしているのかなと思ふます。去年説明した内容について今記憶が定かではございませんのでお答えできないのですが、25年度の予算でボランティアコーディネーターの分としては、負担率4分の3で257万4,000円、26年度が同じ負担率で261万7,000円でございます。

○4番（本間鉄男君） ボランティアコーディネーターという中身と、それと大体、さっきの事務職であろうが、会長は非常勤というか、そういうあれなのでしょうけれども、これ1日というか、給料でいっているのか、その辺の単価の出し方というのはどういふふうになっているのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ボランティアコーディネーターに配属している職員は、もともといる正規の管理系の職員を任命して充てております。給与体系については、社協の正職員の給与体系でやっております。

○4番（本間鉄男君） 次に、107ページの支援ハウスの委託料なのですけれども、昨年が1,798万7,000円ということで、今回1,922万2,000円ということで、これは単純に光熱費だとか、そういう値上がりという捉え方でよろしいのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ここの委託料の考え方としては、まず人件費、職員の人件費と、それからパート職員の人件費の支出の分とショートステイだとかヘルプ事業の収入の差額でこの委託料を出しております。それで、大きな要因としては、入居されている方が、介護度でいきますと、少し元気なお年寄りが多くなっている。入居者の入れかえによって、ヘルプのサービス量が減っている。それと、ショートの数についても多少落ちているということで、収入の分が落ちた影響で200万ほど違いが出ております。

○4番（本間鉄男君） その下のところの老人福祉費の報償費なのですけれども、高齢者住宅の入居ということで、町長を抜かして5名でしたか、何かそういう人員ということなのですけれども、委員報酬の基準というのは、町でいうと、例えば2時間以内幾らとか、たしか規定があるのですけ

れども、それにのっとった規定なのかなと思うのですけれども、これの算出の回数だとか、その辺を説明していただきたいと思います。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、委員については10名。それで、単価については、恐らく審議が時間を要するというので2時間以上で、これら類似の委員さん方の単価を利用して5,000円で考えております。回数については予測がつかないので、3回を予定しております。

○4番（本間鉄男君） 次に、113ページの、先ほどからほかの委員にも質問出ていましたけれども、委託料の除雪サービスなのですけれども、なかなか除雪を受ける件数も減ってきたと。そういう中でいろんな問題点もあるというようなお話も伺っておりますけれども、私もだんだん年とってくると除雪が大変だなという思いで、前から逃げていく人もいるし、新しい住宅に入りたいという方々もたくさんふえていますけれども、私何件か一般の方に聞いたら、個人的に除雪をお願いしている人というのが多々いるのです。そういう中で、ではどういう契約しているのですかと言ったら月幾らですよ。そのぐらいでやってくれるのですかみたいな、そういうことというのは現実には何件も、違う人同士でやっているという方もいるので、今雪対策で大変だなと思うような部分もあるので、除雪サービスの場合は介護の問題だとか認定基準とか所得の問題とかありますので、古平町でせっかくボランティアというか、資格ではないけれども、そういう中で橋渡しできるような仕組みをつくっていけば、雪の問題も少しずつ解決できるのかなと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 町内の大工さん、小さい規模の建設業者の方、あとペンキ屋さんだとかそういうところで除雪をやっているというのは聞いております。実際に、この除雪サービスの対象から外れた方で相談あった場合に、うちのほうから紹介しているケースもあります。業者によっては、除雪サービスと近いぐらい安くやっていたところもあると思います。実際に1時間幾らだとかそういうことについては聞いていないのですが、単発的に何時間くらいだから幾らですねというお話で橋渡しをする場合もありますけれども、実際にではそれが毎月、毎日ということになると幾らになるのかというのは把握してございませんが。それで、先ほど工藤委員の質問にも答えた内容の中で、この除雪サービスの対象とならない高齢の方についても、雪でお困りの方というのが多々いると認識しております。そういった中で、有償で枠組みをつくっていけないのか。今うちでやっている対象の方については、うちから委託料を払う。それから、外れる方については、大きな枠組みの中で低料金で利用できる仕組みというものをつくっていきたいというふうに私今考えております。それに参画していただける業者の相談だとかもろもろのことで、デリケートな問題もございまして、慎重に業者の方々とお話ししながら進めていきたいなと思っておりますので、少しお時間をいただければなと思っております。

○4番（本間鉄男君） 結局私の感覚としては、有償除雪ボランティアというのですか、そういう形でやっていけないかなと。確かに、業者さんも安い部分もあるのでしょうかけれども、例えば月でいったら業者さんというのは3万とか5万とかかかるのです、一月に。確かに重機も持ったりしているものですから。そういう中で私、今誰というふうには言いませんけれども、月に2万程度で除雪してもらっているよというところが何件もあったりするのです。だから、2万から2万5,000円くらいで冬の一月、そうすると大体3カ月ぐらいの話でしてもらっているのだよと。そうすると、

今住んでいる人方も意外と負担が少ない。ただ、その中で、実際に大変だなと。所得も、除雪ヘルパーを受けれるまでの所得でないというような人方も中にいるので、そういう人方が利用しているというようなこともお伺いしていますので、有償ボランティア的なそういうものも考えていくべきかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 本間委員おっしゃられるとおり、その部分、当方でも考えておりますので、その仕組みづくりに今やっておりますので、もうしばらくお待ちください。

○委員長（鶴谷啓一君） 民生費、質疑途中ではございますが、1時まで昼食のため休憩いたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 0時57分

○委員長（鶴谷啓一君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3款民生費。

○4番（本間鉄男君） 113ページの一番上の役務費の中で、タッチエムデータ処理手数料って、昨年度もありましたけれども、認知症の判定ということでお伺いしておりますけれども、どの程度の方々が認知症の検査というのですか、これを受けて、どの程度の方がそれに対して認知症の判断されたとか、そういう件数がおわかりでしたらお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 予算で見えていますのが、タッチエムのデータ解析料でありまして、タッチエム自体は、住民セット健診のときに高齢の方にお声をかけて、実際にタッチエムを使用してもらっています。人数的には、今しっかりした数字は手元に持ち合わせていないので私の記憶になるのですが、四、五十人の方が大体受けられているというふうに聞いております。実際にそれで認知症の判定まで至ったというケースは聞いておりません。タッチエム自体は、あくまでもその要素があるということで、特にタッチエムの特徴としては、空間認識について顕著にその状態がわかるシステムでして、認知症自体は、空間認識だけではなく、ほかのことも含めての要素も含んでの認知症で、最終的にはお医者さんの判定となりますので、そこまでつながったというケースは聞いておりません。

○4番（本間鉄男君） 健診のときに、ロビーのところに置いてある画面というのですか、それでたしかその横にお医者さんが私やったときにはいたと思うのです。それで、女の医師だったと思うのですけれども、それをやって、そしてその採点というのですか、そういうので、これは私のときも最終的に全て最後までできなかったというか、最後の一つが間違っただけだと思っていたのですけれども、そのときに大丈夫ですよというような話伺ったことがあるのですけれども、その段階では、タッチパネルを使ってやったときの記録というのですか、そういうものは町で持ち合わせているのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 委員見ていらっしゃる機械、町に貸してもらっている機械なのですが、開発当時の機械でして、本来であれば……失礼しました。新しい新型の機械であれば、それ

が画面に解析状況が一目でわかるような状態になるようなものが開発されているのですが、うちで使っているものについては初期のもので、入力されたデータを解析して、どう判断するかというものが出てきます。そのデータの解析料でして、そのデータについては全て保存しております。恐らく委員がやったときには、北大のこの開発に携わっている教授もしくは助教授の方がたまたま、年に1回くらい来ていただいているのですけれども、その方が来ているときに、それでそのデータの状態から恐らく大丈夫だよということを言われたのかなと思います。

○4番（本間鉄男君） 次に、その下のほうの介護予防の中の委託料で、配食サービスということで、元気プラザの入居者の配食というふうに伺っておりますけれども、前のときは一応9名で予算が591万7,000円というようなお話だったのですけれども、この687万1,000円というのは、人数分の中身だとか、例えば今私が9名と言いましたけれども、それがふえるという可能性なのか、ほかの部分、例えば高齢者住宅が新しくできる、そういう分も含めてのこういう予算の位置づけなのか、その辺含めてお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 利用者としては、元気プラザでおおよそ9名、そこは変わっておりません。それで、金額的に大幅にアップしている要因ですが、私が保健福祉課長になってから、抜本的な委託業者との委託料の改定というのをほとんどしておりませんでした。26年度予算を積算するに当たって委託業者と協議している中で、食材費の値上がりの関係、それから労務賃金の関係等々で、どうしても去年までの委託料では厳しいので上げていただきたいということでいろいろ折衝した結果、やむなく委託料を上げている状態にあります。

○4番（本間鉄男君） そうしますと、入所して配食サービス受けている方々の食費に対する値上げということが、これの値上がりによって影響を及ぼすということはあるのでしょうか。それとも、上がった分は町で何らかの形で見るというか、こうむるというのですか、その辺はどういうふうになっておりますか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 利用者に対する負担については、1食380円の負担をいただいております。ここの部分については、今のところ変えないつもりであります。その理由としては、今できました高齢者住宅に入居されている方々が恐らく使うであろう1階の食堂での食事の単価だとか、風花を利用されている方々の単価等を考えると、これ以上の値上げは控えたほうがいだろうというふうに考えております。

○4番（本間鉄男君） そうしますと、食材だとか労務費の値上がりした分、これが1食当たりの380円に反映しないということは、これで食費、食材だとか労務費、委託した分、それが賄えるというものなのか、それが賄えないで町の持ち出しにその部分でなるのか、その辺も含めて先ほど聞いたと思うのですけれども。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 済みませんでした。この委託費を単純に1年間の食数で割り返すと、おおよそ700円弱になってくるかなと思います。それで、うちが負担を求めているのが380円です。その差額おおよそ300円くらいが町の負担になっております。

○7番（木村輔宏君） 委員長、一問一答なだけけれども、3つほど関連があるので、3つ一緒に質問してよろしいですか。ということは、113ページの成年後見人等審判申立手数料というものと成

年後見センター運営費負担金と、もう一つ、成年後見制度利用支援事業助成金というものが3つなのですけれども、同じような質問をするのですから、3つひとつでいいですか。これから本格的に出てくるのですけれども、今古平町に成年後見人になる人がいるのかということと、これから新しく設立されていくとすれば、どこでこれが運営されているのか。それから、成年後見制度利用支援事業助成金というのはどこに行くのかということをお聞きしたい。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、順序立ててお話ししますと、19節の中ほどにある成年後見センター運営費負担金、これが小樽北後志成年後見センター、小樽市社協のほうで運営しておりますけれども、小樽市と北後志5町村の共同で行っているもので、ここに対する運営費負担金です。それから、12節役務費で見えています申立手数料、これについては親族申し立て等ができない場合、本人申し立てができない場合、どうしても申し立てする方がおられない場合に最終的に町長申し立てになります。その際の申し立ての手續に必要な手数料で、これについては所得のない方については町が責任持って行います。所得がある方については、審判請求の中で後で戻してくださいという内容の請求をいたします。それから、もう一つ、同じく19節の利用支援事業助成金、これについては実際に成年後見になられた被後見人ですね、なられた方が、後見人がお世話するのに対して報酬というものが伴いますので、その報酬に対して、在宅で月2万、それから施設に入っている方で1万町から助成しましょうという制度です。

実際に利用支援事業を利用されている方が1名おります。これは、2年前に申し立てを行っております。それから、申し立てについては、今年度25年度で1件申し立て、つい先日申し立て、裁判所のほうに書類を持っていったところなんです。手数料については、今のところ町長申し立てになるであろうという案件は抱えておりません。それから、利用支援事業については2名分、もともとおられる方と今回申し立てた方の分として2名分について予算立てしております。

○7番（木村輔宏君） というのは、古平に後見人さんという方はいらっしゃるのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 町内に、後見センターとしての後見人はおりません。市民後見人という、社会福祉士だとか専門職の資格を持っている方ではないのですが、専門講習を受けて市民後見人、小樽市のほうで盛んに養成しているのですけれども、そういう方、以前1名おられたのですけれども、余市のほうに移られたということで、市民後見人も今いない状態です。これについては、市民後見人を養成して行って、小樽北後志成年後見センターで法人後見を受けて、専門職の指導のもとで市民後見人が身上監護をしていくという仕組みで考えております。今のところ市民後見人も不在の状態ですので、今年度の事業で養成してまいりたいなと思っております。

○7番（木村輔宏君） ということは、これ突然になる可能性もあるわけですよ。認知されている方とか、そういう介護されている方の親御さんなり誰かが急にやれなくなったときによってそういう形が出てくると。そうすると、単純な言い方すれば、金持っている人はほとんど弁護士がやっているのです。弁護士に報酬取られる。取られるという言い方は悪いけれども、正当なことになるのでしょうか、できれば地元の方でそういう方がいると、すごくいいということになろうと思うのですけれども、そういう募集的なものはするのですか。それとも、自動的にそういう方々になれるような、資格を取らせるような方法を考えていらっしゃるのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず1つとしては、専門職、僕らが言っている専門職、社会福祉士だとかの資格を持っている方と弁護士さんだとか行政書士さんだとか、そういう方々については裁判所のほうから任命されてなるケース、実際に古平福祉会の職員の中でも、裁判所のほうから委託を受けている方も1名おられるかと思えます。あと、先ほど説明した中での市民後見人の方については、町も積極的に養成していきたいと思っておりますので、資格取得というか、研修を行う際には、広報もしくはチラシ等、それからホームページ等で周知しながら、そういう方の養成に邁進していきたいと思っております。

○7番（木村輔宏君） 結論を先に言うと、そういう方々がいるときに早くそれをしないと、後から誰かが何とかしてくれと言われても、動かすことができなくなってしまうのです。それで、そういう方々に対する支援と言ったらいいのか、教えてやるという方法もこれから必要な部分が出てくると思うのですけれども、そういうことは何か考えていますか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 市民後見人に限っての話になるのですけれども、小樽北後志後見センターのほうで養成講座をここ2年くらい、小樽市のほうで市民後見人が20名ほどいるのですが、実際に後見業務に当たっていない方が半分くらいいるということで、ちょっと休みましょうと2年くらい休んでおります。ですが、今後ふえていくということも考えて、あと法律上、各市町村はこの養成をしなければならないというふうに義務づけられておりますので、小樽北後志後見センターを利用して、北後志地域でも養成を行っていくというふうに方針が決まっております。

○7番（木村輔宏君） 次に、同じ113ページの家族介護慰労金ってあるのですけれども、これは誰が決めて、どういうふうにその方々に慰労金というものを差し上げているのか。それから、そういう受け取った方がいるのか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） この制度は、家族介護で介護サービスを1年間一切使わなかった方に対する、家族に対する慰労金ということになっております。ここしばらくは、該当になっていない方がおりませんでした。何らかの介護サービスを使われていますので。

○7番（木村輔宏君） 非常に難しいわね、これ。ただ、何か基準的なものがあって、それでそういうお話し合いをするという可能性はあるのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 基準としましては、要介護4、5相当。実際に介護のお世話になっていないので、介護度はわかりません。その状態から、恐らく4、5の状態であろうということの想定で、非課税世帯で在宅の高齢者が1年間介護サービスを受けていない方という基準でやっております。

○7番（木村輔宏君） 次に、121ページからずっといろんなところに出てくるのですけれども、最近出ていたのかな、わからないのですけれども、121ページの幼児センター費の中に水道メーター更新負担金8万7,000円ってあるのです。これって普通の家庭とかでは、更新するのは普通町でしているので、取られないと思うのです。いろんなところに出てくるのです、今回。普通は水道課のほうで対応するものであって、町の問題ですからバーター制みたくやれば別だろうけれども、普通の家庭はこういう水道のメーター器更新ではお金は取られないのですけれども、何で今回あちこちに出てくるのか。

○建設水道課長（本間好晴君） 水道メーターの更新につきましては、8年に1回という計量法の規定に基づいて更新しておるわけですが、一般の家庭の25ミリ以下の水道メーターにつきましては、町の水道会計の負担で更新をしております。それ以外の大口径、たくさん水を使う施設、そういったところの水道メーターの更新につきましては設置者負担ということで、更新につきましてもそれぞれの施設のほう、例えば大きい加工屋さんとかそういうところで更新する場合は、こちらのほうの方の負担で設置をしていただくと、そういう制度になってございます。そういったことから、今回幼児センターの水道メーターの更新につきましても、古平町一般会計の負担で負担金を予算計上していただいて、水道会計のほうにそれを払っていただいて水道会計が更新をすると、そういった仕組みでございます。

○7番（木村輔宏君） たまたま今回すごく多いですね。ということは、今聞き漏らしたのか、言ったと思うのですけれども、そうすると大きなところ、例えば漁組さんがどうなのか、加工屋さんがどうなのか、それなりに相当大きな立米的に使うようなところについているメーター器については、更新するときは、一般家庭ではないでしょうけれども、加工屋さんとかそういうところからちょうだいしますということよろしいのですか。

○建設水道課長（本間好晴君） そのとおりでございます。たまたまこういった更新の年があちこちで出てきたということをご理解願いたいと思います。

○8番（真貝政昭君） 109ページですけれども、敬老祝金について説明してください。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 済みません。敬老祝金でよろしかったですね。大正3年1月1日から同年12月31日までに生まれた方が26年度対象で、1名の方おられます。町内会でいきますと、沢江町内会の方になります。この方に対する祝金でございます。

○8番（真貝政昭君） 100歳に対する祝金なのですね。狭く捉えて、北後志の各町村の100歳への祝金の支給状況ってわかりますか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 今ちょっと資料を持ち合わせていなかったのですが、過去に調べた経過ございますので、資料は提供できるかなと思いますけれども、各町村さままででした。上は数十万から、下については当町並みのところまでさまざまあるという認識であります。後ほど資料を見つけ次第提供したいなと思います。

○8番（真貝政昭君） 100歳で50万というのを実施したことがありますけれども、財政が緊迫しているということで戻されたのですけれども、それにしても100歳で1万円というのはいかかなものかというのが大多数の感触です。実態をつかんでいませんので、課題は後ほどということにして、敬老という観点からすれば、若干この数字には問題があるのではないかというふうに思っているのですが、町長自身のお考えというのはどうなのでしょう。

○町長（本間順司君） この金額につきましては、決して多いとは申しませんが、今後につきましては、財政的に本当に楽になったかというところでもございせんけれども、その中で他町村との状況も勘案しながら再検討してみたいというふうに思っております。

○8番（真貝政昭君） 昨年一般質問でも取り上げましたけれども、要介護の方が通院するときは通院支援というのがありましたけれども、退院するときはないと。介護保険制度対象外ということ

で、何らかの対応をとるという答弁をいただいたような気がしますけれども、ことしの予算ではどのようになっているか、あるとすればページを指定して説明をお願いします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、予算書113ページの下から二つ目、19節の中の高齢者通院支援助成金、言葉だけでいきますと委員おっしゃられるものにはなっていないのですが、そもそもここは要支援の方々の通院に対する支援の部分であります。町の事業として捉えた場合に、通院、退院に対する支援としてこの中で見ることでやっております。それで、従来からの通院支援については前年並みの20名を考えておまして、そのほかに入退院時の方の支援としておおよそ12回分。月1回くらい。入退院の繰り返し等があることも考えて、集中的になることもあるかと思いますが、今現在のところ対象者はいないという状況を鑑みて、月1回程度の予算をここで見ております。

○8番（真貝政昭君） 119ページの幼児センター費です。説明資料によりますと、短時間25名、長時間35名ということで、合計60名の予定をしております。この施設、最大60名の収容能力のある施設でしたっけ。

○副町長（田口博久君） 私も定かでないのですけれども、50の30、80、短時間合わせまして、60ではないように記憶していましたが、済みません、お答えできません。

○8番（真貝政昭君） 昨年福祉会の関係者から伺ったのですけれども、随分と若い方が働いていらっしゃる。それで、幼児センターの受け入れ能力が、希望に合わせて保母さんも対応させるというか、募集したりして対応しているのでしょうか。古平を諦めて余市のほうでということ。そういう面から考えたら、若者を受け入れる、希望する当町としては、この収容能力に限界が近いのかなという思いがあります。それと、町長が今後予定している福祉施設等についても、また病院の労働者の受け入れについても、若干若い人を受け入れるには容量が小さいのかなという、そういう心配もあるのですけれども、そこら辺の対応はどういうことになっているのでしょうか。

○副町長（田口博久君） 確におっしゃる部分につきましては、当初の設計といえますか、保育計画で設定した時点、保育所ですから、多分平成17年当時建てた建物ですけれども、ゼロ歳児、1歳児、こういった部分のスペースが狭かったといえますか、今の時代ですとそういう若い親、いわゆる3歳未満児を保育所に預けてといえますか、そうして働くという形態の方がその当時に比べるとふえてきたのかなと、そういった傾向にあるのかなというふうには思っています。4歳、5歳、あるいは3歳以上につきましては余裕のある状態、そういった状況かと思っております。

○8番（真貝政昭君） それと、その下のほうにあります乳幼児等医療費対策費で、ことしは中学生までを対象にと説明書が上がっています。事業評価のほうでも、高校生までというのを検討課題にされているような記述がありましたけれども、高校の通学費の助成の件もありましたけれども、家庭への生活支援というのが重要になっていきますけれども、今年度途中でもそういう高校生までの対象拡大というのはあり得るのですか。それとも、来年度以降にというお考えなのでしょうか。

○副町長（田口博久君） ことしの結果が出てから年齢ごとの数字等を考えましてということになりますので、する、しないにかかわらず年度当初からということになるかと思えます。

○8番（真貝政昭君） 町長は結構期待を持ってよいという答弁でしたので、ぜひ期待しているところです。

終わります。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかにないようですので、次に4款衛生費、124ページから133ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○9番（工藤澄男君） 129ページの委託料の部分で、去年、おととしまで墓地のごみの処理、かごを使ってやっています、昨年からそのかごを廃止いたしまして、ただビニールシートを敷いた上にごみを置くというような方針をしておりましたけれども、かごを置いていたときと今のビニールシートだけにしたときとの費用の関係とか、そういう面はかなり違うものでしょうか。

○副町長（田口博久君） ブルーシートを敷いたのは、墓参の前の時期、お墓参りの前に買ったものを1カ所にまとめていただいてという形だったかと思います。墓参中については、基本的に持ち帰りしていただいていたと思います。供物、そういったものについては、ブルーシートを敷いていたのは、事前にお墓の掃除したりする場合、その場合にはごみを1カ所に置いておいてくださいと。そして、それは13日の前に片づけますと。そして、13日から20日までについては、基本的にはごみ箱、ブルーシート等は置かないで、お花、供物、そういったものは全て持ち帰ってくださいという方針で昨年実施いたしました。

済みません。費用については比較しておりませんでした。ただ基本的には、そういった方式をとっても、結局は墓参される方のマナーというような部分に訴える部分が大きくならざるを得ないのかなというのが実態です。ただ、やってみた結果としては、そんなに悪くはないのではないかなという判断をしております。

○9番（工藤澄男君） 今課長の言うとおりに、ブルーシートを、ただ草を取っただけだとかといって片づけてとは言っていますけれども、あった場所を皆さんが知っているものですから、墓参中もみんなそこへ置くのです。それで足りない人はみんな崖の山へ投げてしまうのです。私もずっと見ていますけれども、実際にそういうような状態なので、前みたいにかごを置いて、ある程度したほうがいいのかないという気がしてしょうがないのですけれども、今後、前みたいにかごを置いて、その中になるべくだったら入れてもらおうと。大体かごを置いていても、その周りに置いていく人がいっぱいあったのです、実際に。それが何年間も続いていましたので、これはあくまでもマナーの問題なのでしょうけれども、まるっきり入れ物がないのとあるのでは墓参に来る人方も、あれば真面目な人はきちんと入れているように見受けられますので、そういう点もう一度見直す考えはあるのでしょうか。

○副町長（田口博久君） 結論から申し上げますと、今の段階では、今年度は見直す考えはございません。昨年の看板、枚数あるいは、それから文言も不法投棄といったような言葉だったりいたしましたので、そういったものを、看板を今年度13枚ほど新たにつくりまして設置するような予定をしております。そういったことで、粘り強く墓参する方へ、それ以外の広報とかも通じまして呼びかけていきたいと思っております。

○9番（工藤澄男君） 置いていったごみは、火葬場の裏の1カ所の部分に山盛りにして、ここがごみ捨て場ですよというような感じ。また、最近、高校のほうから上がって、あそこに駐車場的なものもありますので、ちょうど目の前にごみの山が、車で何台分なんてものでなく山になって、そ

していろんなごみがまじってそこに置いてあるのが現状なのです。だから、もし片づけるのであれば人目につかないようなところへ置くとか、せつかく地方から墓参に来た人がたまたま来たら、何だ、ここはごみの山かいと言われるようなのであれば古平としても恥ずかしい面があるのではないかと思いますので、その辺改良をお願いしたいと思います。

次行きます。次は、131ページの、わずか5万の予算なのですけれども、不法投棄物処理委託料でありますけれども、これはどなたかに委託をされて不法投棄の処理をなさっているのでしょうか。

○副町長（田口博久君） この5万円につきましては、冷蔵庫ですとか廃タイヤ、そういったものの処理を、それぞれ業者さん、家電品なら家電品の処理のできる業者さん、タイヤならタイヤの処理のできる業者さんへ処理を委託するものでございます。

○9番（工藤澄男君） 5万といたら、冷蔵庫で5,000円ぐらいかな、何かそのぐらいだと思うのですけれども、うちの町内の話をして恐縮なのですけれども、私の集会所の脇に今までテレビ1台、洗濯機1台、ポータブルストーブ1台、この間は冷蔵庫1台と。たまたま今回は持ってきた人がわかったので、民生課の職員の方に対応していただきまして、2日ぐらい後にはなくなったのですけれども、うちのところでさえもそのぐらいでありますので、全町といたしますか、あちこちにそういうものももし置いてあれば、これを処理するためには5万ぐらいの金ではとても間に合わないのではないかと思いますのです。

あちこち見ますけれども、いろんなところにいろんなものが落ちています。だから、そういうところもよく見て歩いているのかどうか、その辺もちょっと疑問に思うのです。実際にうちのごみステーションの脇に堂々と置いていくのですから。そういうのを、たまたまうちのところがまれのかもしれないけれども、今言ったとおり、古平町内、例えば古平川の川のそばを通ってみたり、いろんな道路を通りますと、結構そういうものが投げたてあるのです。タイヤ類だとか、ひどいところだったらタイヤ10本も積んであるようなところもあったようなこともありましたので、この程度の値段であれば、せいぜい冷蔵庫10台も投げたらそれで終わりかなと思うので、もう少し不法投棄に関してはパトロールをきちんとして、そしてもうちょっと厳しい対応をとってほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○副町長（田口博久君） なるべく持ち主のわかるもの、そういったものについては持ち主に請求するようにしております。職員につきましては、環境衛生、見た目、景観よくするようにこれからも努めていきたいと思えます。

○4番（本間鉄男君） まず、127ページの保健事業費の中での委託料で、その他予防接種委託料ということで418万4,000円という、この金額、昨年から見るとかなり大幅にふえているので、まずその辺の説明をしていただきたいと思えます。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、ここで従来から行っているものとして、三種混合、二種混合、麻疹、風疹、BCG、子宮頸がん、ヒブ、肺炎球菌、四種混合、それから不活化のポリオ、これについては25年度もやっていた事業で、26年度から高齢者の肺炎球菌、これで98万ほど、それから乳児のロタウイルスワクチン、これで44万円ほど新たな事業を追加しております。

○4番（本間鉄男君） 今までの中では、では高齢者の肺炎だとか幼児のロタワクチンだとか、そ

ういうものは全然やっていなかったという認識でよろしいのですね。

それと、環境衛生費の下の部分の役務費で普通騒音計検定・検査手数料というふうになっておりますけれども、昨年なんかはこういう騒音検定というか、聞いたことなかったものですから、これ説明を求めたいと思います。

○副町長（田口博久君） 古平町都市計画を設定しておりますことから、公害の中の騒音、振動という部分の規制区域にもなっております。そういったようなことでの騒音計を用意しております。この検査につきましては、3年に1回のものでございます。

○4番（本間鉄男君） そうしたら、今までも3年に1遍やっているということで理解してよろしいのだろうなと思うけれども、これがどの程度の騒音だとか振動だとかということで、このデータというのはどういう形で町民がわかるというのですか、例えばよく、家の前通るとかなり振動があるよという、そういう家もありますし、そういう中でどの程度古平町が振動、そういうものに影響を受けているのか。実際に振動だとか騒音の、例えば騒音であればガード下ぐらいの音ですよとか何の音ですよとかという、そういうレベルというのがいろいろあると思うので、その辺を町民が一般的に知る方法ってないのですか。

○副町長（田口博久君） 公表はしておりません。この機械自体も極めてアナログの機械です。結構古いものです。たしか記録紙に、紙に記録が出るようなものだったと思います。騒音規制法とか振動規制法での届け出の対象になるものというのは、昔のくい打ち、工事現場のくい打ち機ですね。今のくい打ち機は、たしか改良されて、届け出の必要のないものになっていると思いますが、昔のエンジンでばこん、ばこんとやってくい打つやつ、ああいったものですか、それから鉄工所の機械、裁断、古平では余り該当にならないかもしれないのですけれども、町工場とかですと、小さい部品とかを毎日引き続き切り続けるといいますか、そんな機械もあるそうです。そういったものが基本的に届け出の対象になります。そのほかに交通騒音などもはかることになっておりますけれども、実際には町では行っておりません。そういったようなことから、公表できるようなデータというのは持っておりません。

○4番（本間鉄男君） これは、国のほうの義務として3年に1度やりなさいと、そういうような義務としてやることなのですか。それとも、一応町独自で3年に1度やろうと、そういうようなものなのか。どちらなのでしょう。

○副町長（田口博久君） これもはかりですので、計量法の規定に沿ったものでございます。

○4番（本間鉄男君） 検査は、計量法で、我々もはかり持って行って、そういうことはあるのですけれども、検査というばかりでなく、騒音の測定とかそういうのは定期的にやっているものなのか、年中を通してある場所に設置してやっているものなのか、その辺含めてお伺いしたい。

○副町長（田口博久君） トラブルとかあったときにはかったりすることもあるのでしょうかけれども、基本的には義務づけられているといいますか、やらなければならないものとしては、古平町では交通騒音の部分だと思っております。法的にしなければならない、はからなければならないものというのは、そういったものだと思っております。一定時間、たしか昔は24時間とかはかったようなことも記憶しております。

○4番（本間鉄男君）　そういう中で、交通騒音は古平ではしていないということであれば、簡単に言えば、機械は持っているけれども使っていないと、ただ検査だけ受けているというようなことで理解してよろしいのですか。

○副町長（田口博久君）　申しわけないのですが、そのとおりでございます。

○4番（本間鉄男君）　次のページに墓地臨時灯の設置・撤去という、委託料であるのですけれども、昨年は節が変わって使用料及び賃借料ということで同じぐらいの予算つけていたのですけれども、これは昨年の今言った使用料及び賃借料、節が変わった、これと同じ考え、捉え方でよろしいのか、それともまた別個に昨年の予算とは変わったのだよということで変えたのか、その辺お伺いしたい。

○副町長（田口博久君）　おっしゃるとおり、昨年14節に計上していたものです。内容的には変わりありません。業務の内容、性格から判断して13節のほうが適切であろうということで、科目を移したものです。

○4番（本間鉄男君）　次に、131ページです。じん芥処理費の中で委託料で今回有害ごみの処理委託料ということで52万ほど出てきていますけれども、有害ごみということになればさまざまあるのでしょうか、1つには乾電池だとか蛍光灯とかそういう処理が、例えば乾電池であれば北海道は北見あたりしかやっていないだとかなんとか前にもお話ありましたけれども、これの説明を求めたいと思います。

○副町長（田口博久君）　委員ご指摘のとおりです。内容につきましては、廃電池、廃蛍光管、こういったものを、町のクリーンセンター、第1でしたか、不燃ごみの日に集めて、回収して、ためておいて、一定量たまった場合に業者に委託していると。その業者というのが、委員おっしゃるとおりです。野村興産イトムカ鉱業所といったところになります。そこへの処分費と運搬費、これで52万2,000円を計上しております。

○5番（堀　清君）　火葬場のことなのですけれども、129ページですか、需用費の中で修繕料が190万ちょっと計画しているのですけれども、結構な金額なのですけれども、釜の修理等々のことなののでしょうか。

○副町長（田口博久君）　今年度予定しておりますのは、バーナー二つあるのですが、炉の部分と再燃焼ですか、その分解整備で47万、それから送風機で8万円、それからひつぎを載せる台車の耐火物の張りかえで35万、それから台車の駆動装置、あれ実はバッテリーで、ギアで動いているのですけれども、その駆動装置の交換に92万8,000円といった内容です。

○5番（堀　清君）　現在の火葬場というのは、結構耐用年数等々もたっていると思うのですけれども、先般火葬場というものも広域体制をとりながら将来的にはやっていかなければだめなのだという町長の答弁もありましたけれども、今回高齢者住宅等々ができて、その中で今度は最終的には高齢者の方々が生活していくわけなのですけれども、そういう中で火葬場の建物は、これはしようがないにしても、火葬のたびに煙が出るというのは、気持ち的なのか環境的なのか、そこら辺のものというのはすごく何か寂しいような気持ちになるのですけれども、そういう面での火葬場に対する環境面での善後策といったものの対策はありますか。

○副町長（田口博久君） 今現在、妙案というものはございません。たしか火葬場は昭和49年か51年かの建物だったと思いますので、確かに年数は経過しております。ですから、余市との協議というものも、そういう頭出しはしていますけれども、具体的な話までまだ進んでいないというのが実態です。ですから、いずれにしましても、近いうちには何らかのことを考えていかなければならない時期に来ているのかなとは思っております。

○委員長（鶴谷啓一君） 衛生費、質疑途中ですけれども、2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時09分

○委員長（鶴谷啓一君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

4款衛生費。

○7番（木村輔宏君） 129ページの墓地の臨時給水施設設置委託料なのですけれども、毎回8月のお盆前に旅からお客さんが来たときに結構水をくむ場所がないよということで、なるべく早くやってほしいと言われるのですけれども、早くつけたからといって給水するお金が高つくのか。つかないのであれば、お盆前というか、お祭り終わったあたりにつければいいのかなと思うのですけれども、どんなものですか。

○副町長（田口博久君） ここで予算計上しているものにつきましては、仮の増設する2カ所分として、それ以外の部分、ちょっと遠くはなるのですけれども、それにつきましては7月中旬ぐらいから水は出るようにしておりますので、そちらのほうをご利用いただきたいなと思います。

○7番（木村輔宏君） 簡素に早く終わりますから。それで、もう一つ、131ページに、どれに関連するかわからないのです。最近お年寄りがよく、粗大ごみになるかもしれません。例えば私の商売でいくとダンプみたいな、ああいうものを処理するのに困るのだと。投げ場所がないということで、決してさっきのごみの話ではないけれども、その辺に投げるというわけにいかないのか何か方法ないですかと私に来るのだけれども、私のところで売ったのならいいけれども、全く知らないところから買ったやつが来るのです。処分してあげられない部分があって、それを町で月に1回とか、ただ車みたいなもので、1個50円ですよ、100円ですよとって月に1回くらい回収するという考え方、すぐ来月からやってくれということではないけれども、そういうやり方も必要な時代になってきたのではないかと思うのですけれども。

○副町長（田口博久君） 将来に向けてそういった部分も検討していきたいと思います。

○8番（真貝政昭君） 127ページの予防接種事業ですけれども、ことし実施される高齢者肺炎球菌ワクチンについて、この実施については国会でも我がほうのほうでも結構力を尽くしたのですけれども、財源なのですけれども、資料によりますと全額一般会計という形をとっているのですけれども、実施するという国の方針に基づいての財源なのですけれども、予防接種事業というのはどのような仕組みになっているのでしょうか、財源的に。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 高齢者肺炎球菌については、定期予防接種化されますので、交付

税措置されることになっております。

○8番（真貝政昭君） そうしたら、資料に載っている従来のインフルエンザから始まって高齢者肺炎球菌までも、全て交付税措置されている内容だということなのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 国の定期予防接種に認定されているものについては交付税措置されておりまして、一部国の基準を拡大してやっている部分もありますので、それについては町単ということになります。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、次に5款労働費、134ページから135ページまで質疑を許します。134ページから135ページ、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、次に6款農林水産業費、136ページから147ページまで質疑を許します。136ページから147ページ。

○9番（工藤澄男君） 141ページの工事請負費の林道チョペタン線の部分なのですが、この工事なのですが、昔から何カ所か小さく土砂崩れしている部分がずっと今まで残っているのですが、そういうのもこの工事の中には入るのですか。

○産業課長（村上 豊君） そのとおりです。現在この工事対象になっているのが7カ所ぐらい、またふえてきているものですから、去年2カ所新たに崩れてきたものですから、今現在7カ所というふうな形で、今回とりあえずこの額、地域づくり交付金で200万が限度なものですから、それで1カ所ことしやる計画でございます。

○9番（工藤澄男君） そうしたら、あの部分は全部直すということによろしいのですね。いいです。

次、143ページの林道の鼻垂石線の部分なのですが、あそこに新しい林道をつくるということで、非常にいいことだとは思っています。ただ、この林道をつかって、この林道を利用して、どのような周りなり活用をする予定なのかをお知らせください。

○産業課長（村上 豊君） ことしは、ご存じのように作業道路の設計を組んで、そして本工事をやります。今行く町有林の間伐をまず先に考えております。今後、その付近の方の林道もありますので、それらの方も、いろいろと未来につなぐ事業とかそういうものがありますので、そういう形で普及させていきたいと考えております。

○9番（工藤澄男君） この道路はたしか、水道の施設のある下のほうへつける道路だと思ったのですが、そうなった場合、下のほうから見た場合に、この道路の部分あたりは下のほうから、例えば旅行村などから、林道は見えないのでしょうか、そこに林道があるよというようなものが見えるのかどうかわかりますか。

○産業課長（村上 豊君） 今の共働の家に行くところ、あそここのところの土砂、残土ありますよね。そこから入っていくものですから、恐らく下からだったら見えないのかなという。正確には判断できませんけれども。

○9番（工藤澄男君） この林道の一番最後が、この地図を見ますとほとんど海岸線のあたりまで来ていますので、この林道を利用して、早い話、簡単に言いますと、スキー場なんかにも木などを植えたりして、下からきれいな林が見えるようにするような計画とかそういうのはありますか。

○産業課長（村上 豊君） 以前そういうことを答弁したと思います。将来的にはそういうふうなことを考えております。

○6番（高野俊和君） 139ページの13節委託料なのですが、町営牧場の道路の樹木の伐採等が出ておりますけれども、昨年古平農協の山も古平町で買ったと思うのですが、その辺の伐採とかそういう整備みたいなものは今後必要とするのでしょうか。また、やる計画はあるのでしょうか。

○産業課長（村上 豊君） この委託料でございますけれども、今の町営牧場の門扉ありますよね。それから去年植樹祭を行った場所までの道路の整備でございます。牧場を購入したところなのですが、今は考えておりません。

○6番（高野俊和君） 現在植樹をしている山はかなり手狭になっているような感じもしますけれども、将来的に買った山などを整備して使うという、そういう考え方はないのでしょうか。

○産業課長（村上 豊君） 将来的には、今のところも手狭になりますので、購入したところの牧場も植林するようなことを考えております。

○6番（高野俊和君） 次に、143ページの森林総合整備事業費なのですが、19節に負担金補助及び交付金で未来につなぐ森づくり推進事業補助金、予算額は毎年少なくなっているのですが、改修ですか、何のことですか、これ。

○産業課長（村上 豊君） 未来につなぐ森づくり推進事業の関係ですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○産業課長（村上 豊君） 森林組合のほうと個人と契約して、要するに切って植林するような形なのです。その個数が、要するに森林組合と個人が契約する契約数で数なりが変動になります。たまたま去年、やるという方がいたのですが、去年はそういう形で中止になりました。ことはまた新たな方がやりたいということで、この予算を計上した次第でございます。

○6番（高野俊和君） 個人ということは、古平町の行政ではなくて、古平町に住んでいる人が個人と事業所との話し合いでやるということなのですか。

○産業課長（村上 豊君） 森林組合のほうはよくご存じなものですから、それでお話しして、そして結果的には国の補助が入っているものですから、それでうちのほうも一部負担するというふうな形で取り進めている事業で、今回やるところなのですが、小田嶋さんの資材置き場ありますよね。あの裏のほうのところの個人1件の方がその形でやりたいという申し出がありましたもので、それで予算計上した次第です。

○6番（高野俊和君） そうしたら、簡単に言えば、個人でそういう事業をやりたいという人に古平町が応援するという形で、補助をもらいながら資金を個人に少し応援するという、そういう話ですか。

○産業課長（村上 豊君） 結果的には、森林を守るための事業でございます。

○6番（高野俊和君） 次に、145ページなのですけれども、145ページの水産業振興費で、負担金補助及び交付金で浅海資源保護事業補助金ってありますけれども、去年からずっとやろうとしていたのですけれども、できなかった磯焼け事業の予算でしょうか。

○産業課長（村上 豊君） 磯焼け事業のほうなのですけれども、それは国の交付金で、浅海自体にそのものが直接行くような形の多面的機能という形のもので事業を今行っている次第です。この事業でございましてけれども、今までやっていた人づくりなりのパトロールの事業です。それを今回水産のほうでこの事業費を見た次第です。

○4番（本間鉄男君） 最初に、137ページの農業総務費の中の役務費、ガスの充填料ということで、毎年アライグマということで計上していると思うのですけれども、例年ですと10頭以上が大体殺傷処分しているというようなお話でしたが、ここ最近の捕獲、殺傷頭数というのはわかりますか。

○産業課長（村上 豊君） アライグマの捕獲頭数なのですけれども、平成23年が成獣36、幼獣がゼロです。平成24年が幼獣が1、成獣が2、計3。そして、平成25年が幼獣が2匹という形になっております。これ全てガスで殺傷処分しております。

○4番（本間鉄男君） これは、おり設置だとか、補助というか、そういう形の中で、資格を持って捕獲して殺傷処分ということで始まったと思うのですけれども、最初のころは毎年結構な数がとれていたと。それも、逆に被害もあったということなのですけれども、最近捕獲、殺傷が随分少なくなってきたということであれば、逆に言うとアライグマの頭数が減って被害も減ってきたという認識に立ってよろしいのでしょうか。

○産業課長（村上 豊君） 被害は減っておりません。被害は減っていない状況になっておりますけれども、とにかく以前は委託して、そういうふうな形で捕獲していたものですから、捕獲頭数も多かったと思いますけれども、免許を講習して取っていただく方に貸し与えているのですけれども、何頭とったかというふうな形も聞いているのですけれども、とったのだけれども、水で沈めたという人もいるし、それでは困るなという話の方もありましたので、正式には捕獲頭数の報告がなされていない状況でございます。

○4番（本間鉄男君） 以前ある議員が水に埋めて殺したというような話で、これたしか資格もあるはずなのに、資格もなしにやったと。そういうようなことではまずいのではないかというような話もあって、役場の職員も資格持っていた人もいて、たしか講習を受ければ資格が取れるというような以前話だったと思うのです。それで、ただやっぱりこういう形で被害は変わらないけれどもとれないのだというのであれば、それこそハンターというか、ああいうような形で毎年委託したりしてお金を出していますので、被害が減らないということは農家が大変困るということなのでしょうから、逆に言うときちっと委託して委託料を、少ないかもしれないけれども、払いながら、アライグマというのは繁殖が強いというようなお話も以前からありますので、その辺もうちょっと考えて、頭数を減らしていくということを根本的に考えなければいけないのではないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○産業課長（村上 豊君） この狩猟免許は、講習して、目的といたしましては、各自におりを渡して捕獲してもらうという形の考えで取り進めたと思います。だけれども、今後それらのものも再

度、委員おっしゃるとおり検討してまいりたいと思います。

○4番(本間鉄男君) 次に、139ページの畜産の負担ということなのでしょうけれども、昨年まで共済組合の家畜の診療所助成金ということで出していたのですけれども、ことし予算にはのっていないということで、北部家畜診療所の助成というのは、去年まで計上されていたのがことし計上されないという、これに対する説明をまず求めたいと思います。

○産業課長(村上 豊君) 後志農業共済組合の診療所の助成金の10万円ですけれども、この件なのですけれども、以前そういう家畜というか牛がいたものですから、その関係で負担金を支払っていたのですけれども、平成24年にその方がやめたものですから、それで払わないような形になりました。

○4番(本間鉄男君) 次に、141ページの林業振興費の中の委託料なのですけれども、過年度植樹分の補植委託料ということで、今まで植樹した部分で木が、簡単に言えばきちっと育たなかった部分を補植するという捉え方しているのですけれども、最近は牧場のほうばかり植林していますけれども、以前丸山のほう、チョペタン林道、そちらのほうも何年か植樹したことがあると思うので、今回の11万1,000円の補植というのは、1カ所ならどこの部分、そうでなかったら、こことこことを補植するのだよという説明を求めたいと思います。

○産業課長(村上 豊君) チョペタン林道のほうは以前に、かなりたっているものですから、その補植なり、木がおがって成長しているものですから、その必要がないという形で、今予算計上したのは二、三年前に牧場に植えた分の補植でございます。

○4番(本間鉄男君) 次に、その下のほうの負担金補助及び交付金の中で、治山・林道協会への負担金ということで、昨年からいうと4分の1以下という金額になりましたけれども、林道工事の関係だとか林道延長だとか距離ですか、そういうような形で負担がされるのかなと思っていたのですけれども、今回昨年の6万7,000円から1万6,000円と4分の1の予算計上になっております。この辺の説明を求めたいと思います。

○産業課長(村上 豊君) 委員おっしゃるとおり、林道事業と治山事業の工事費の負担額が減った形で、負担金が減った形になっております。

○4番(本間鉄男君) 減った会費負担の算定根拠というのですか、例えば林道面積が減っただとか林道の距離が減ったとか新規事業が減っただとか、そういう基準でもって負担金が変わるのかなと思って、そういう部分がどういう形で4分の1になったのかという説明を求めたいということです。

○町長(本間順司君) 私この後志の治山・林道の関係の監事やっていますけれども、これは均等割と事業費割で計算されますので、たまたま事業費が対前年より減ったということで、前年の事業費に対してことしの負担金が決まるということでございますので、そのようにご理解願います。

○4番(本間鉄男君) 145ページで水産業振興費です。例えばウニだとか、ナマコが新規に出てきましたけれども、ヒラメが昨年はなかったのですけれども、今回補助ということなのですけれども、負担の割合ですか、町だとか、組合だとか、そういうものの説明を求めたいと思います。

○産業課長(村上 豊君) ヒラメの負担金なのですけれども、漁協さんに来る負担金なのですけ

れども、22、23、24の3年間の漁獲高に対しての漁獲割で請求が、それと均等割というふうな形に内訳はなっております。負担なのですけれども、漁協さんのほうに来るのが308万5,000円、26年度負担が参っております。そして、100万円がうちのほうの町の負担で、あと積丹町が漁獲割に応じて81万、そして受益者、漁業者が127万5,000円というふうな形になっております。

○7番(木村輔宏君) 去年も聞いたのですけれども、137ページのヒグマ捕獲奨励金とかあるのですけれども、去年も同じことを聞いて、二、三年随分鹿が多くなっているのです。頭数的にどうなのかということと、そういう対策はどうするのですかと去年も聞いたのですけれども、ことしはどうなるのですか。

○産業課長(村上 豊君) ことしは、鳥獣被害対策の関係で、鹿の駆除のために20回出動回数をふやして、20回掛ける8,000円という形で16万円増の形で対策を考えております。

○7番(木村輔宏君) そういうことで、随分秋になると畑にもいるようですので、早目にそういう対策をどんどん、早目早目のほうがいいと思いますので。

次に、139ページの有害鳥獣免許取得助成金という、これ22万という金額で、何名かの方が取れるのですか。

○産業課長(村上 豊君) 3名の方を対象に7万、猟銃の講習と、あと銃は各自それなりにあれなものですから、それと免許を取るために鉄砲を打って、何発打ったという弾代もあるものですから、それらのものも全部考えて、その受講料なのですけれども、3万5,000円から4万円前後かかるということで、そのほかに銃の保管のロッカー、弾を入れるロッカー、それらのものを考えて、一応7万というふうな形で助成を考えております。

○7番(木村輔宏君) 141ページの林道チョペタン線の整備ということになるのですけれども、町長どうなのですか、災害とかということ考えたときに、この道路は実際には走れないような今状況ではないのかなと思うのですけれども、そういう災害等のあったときに通れるような道路としてなっているのでしょうか。

○町長(本間順司君) 皆さんもご承知のことと思いますけれども、一般道路と林道との設計基準が違うわけでございまして、のり面の勾配も一般道路より急な勾配で許可されることになっておりますので、これを災害用の避難道路に使うとかそういうのはなかなか至難のわざで、たまたまあるからそこを通るといふようなことでしか使えないと思います。今までもこうやって議論してまいりましたけれども、結局勾配がきついものですから、春になればのり面の崩壊が見られるということで、その修理で何年もかかっているということでございしますので、なかなか全面開通して通行解除になるというのは時間がかかるかなというふうに思っております。

○7番(木村輔宏君) それはわかるのですけれども、もし何かあったときあの道路が通れないと、緊急災害のあったときに通れないということにしなければ非難の的になるような気もするので、何かの形でそういうものができればいいのかなという気がするのですが、そういう考え方として、例えば10年ぐらいには何とかなるかなという、そういうような予測もありませんか。

○町長(本間順司君) 目的が全然違うものですから、本当にどこも使えなくて、そこだけしかないというふうになれば、それはそれで通らせてもらうというような緊急避難的な扱いはできるか

というふうに思っております。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、次に7款商工費、148ページから151ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（中村光広君） 149ページ、12節役務費、広告料3万2,000円、チラシ折込料7,000円、この内容を説明をお願いします。

○産業課長（村上 豊君） 広告料でございますけれども、日刊スポーツの春のレジャー企画というふうな形で、ゴールデンウィークのときと、それと道新の夏の観光特集、読売新聞のワンダーランド北海道道南編という形の特集の記事、それと毎日新聞の後志の観光と産業、あと後志夏のイベントというふうな形の新聞広告とポスター広告を行っております。あと、チラシの折り込みなのですけれども、これは主に漁協祭の関係の折り込みでございます。漁協祭です。

○3番（中村光広君） 観光費全体で見ると、前年度予算額が393万3,000円、今年度の予算額が383万1,000円、若干弱の予算なのですけれども、観光にもう少し力を入れないと、古平町に来客するお客様、通りすがりのお客様が多いということにしても、もう少し力を入れないといけないのではないかと思います、一番ネックになる宣伝広告のところ、今聞いた広告料、チラシの部分ですが、宣伝料としては少な過ぎるのでないかと思います、どのようなお考えでしょうか。

○委員長（鶴谷啓一君） 暫時休憩します。答弁調整のため。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時45分

○委員長（鶴谷啓一君） 再開いたします。

○産業課長（村上 豊君） 印刷製本のほうに、そういう形でイベント等に出るポスターがないものですから、それでポスターを作成というふうな形で、印刷製本のほうで四十何万を予算計上しております。それと、小樽と後志と連携いたしまして、今入ってくる豪華客船の、こちらのほうにも来るような形で、禅源寺なり五百羅漢の形のパンフレット等をイベント……商品、パッケージ、業者さんのほうにそれをお願いして、船に乗って来る方にそれらのものを提示して、五百羅漢等の観光を促しております。

○3番（中村光広君） 古平町の観光施設としましては、次の150ページにありますように、温泉、パークゴルフ、家族旅行村、大きな3施設があるわけでございますけれども、観光のほうを考えてみれば、黙ってその施設に来る方を待っているというふうな状況ですとどんどん、どんどん、新設のとき、新しく建ったとき、切りかわったときにはふえると思いますが、場所の現状維持として修繕料だ、そういうのが毎年かかるのはそうですが、それ以外に新たに何か創造していかないと、観光というのはふえないものだと思います。古平町は交通入り込み客も減っている状況ですので、そういった新たなものを創造してイベントなりなんなりを考えていかなければどんどん減る一方では

ないかと思われませんが、その点のことは考えておられるでしょうか。

○産業課長（村上 豊君） 温泉のほうも、温泉祭り等というふうな形で集客をふやすような形で考えております。そして、そのほかに漁協祭においても、町長の執行方針にありますとおり、今の漁協さんの衛生施設を売って、より集客に努めてまいることを考えております。

○3番（中村光広君） もう少しPRのほうに経費を上げていただいて、外部、道内あるいは本州のほうから来ていただけるような、そういった広告宣伝のほうも考えていかなければいけない時代になっているのではないかと思います。その点1つだけ答弁お願いします。

○産業課長（村上 豊君） 今うちの水産のほうの事業で、古平マルシェとかそういうふうな形で、マリンビジョンの関係で、それらの形で今東急なりそういうふうなデパートに売りに行くための補助金なりを出して、古平の観光品なりとあわせて古平の製品を売っていきたいという考えでおります。

○4番（本間鉄男君） 149ページの今の広告料というか、観光ということでお伺いしたいのですが、古平町で一番PRがあれだというのは、金をかけずにPRをどうしていくかということになるとアクションなのです。古平でこういうものを行っていますよとか、こういう新しい、例えばマルシェの話でもいいですけども、それを古平町全体として、例えばマスコミ関係、そういうものに売り込むという方策がないというのが現実でないかなと思うのです。上手な市町村は、マスコミを利用して無料のPRというか、そういうものをしていっているというのが結構多いと思うのです。

だから、例えば古平マルシェをやったと。そうしたら、ポスターつくったりなんかということだけでなく、こういう企画でこういうものを行っているので取材しませんかとか、そういう方向でやっていかないと、なかなかPRというのは、ただ金かけてどこまでできるかということになれば、一番いい例は、たらこでちょこっとテレビ宣伝やった、何百万もかけた、だけれどもその時期以外ぱっとしないと。だけれども、本来であれば週刊誌なんか、全国的なああいうのに一つ載ると、見る読者はある程度限定されるのかもしれないけれども、全国津々浦々に名前が浸透していくという場合もある。

実際に議員の皆さんも行ったことあると思うのです。伊賀、あそこ三重県に行ったときには、年間何十回とマスコミが来ると、取材に。そういう町、町でアクションを起こしているというのが一番ですよね。だから、古平は、簡単に言えば、新聞記事見てもちょこっと出来事というか、そういう形にしか出ていないので、何か事件だとか何か事故が起きれば確かにマスコミは来るけれども、結局そのマスコミを逆に利用するという算段が古平が一番低いのかなと。積丹あたりはその辺意外と上手かなと思うところもあるのです。ぜひその辺ひとつ、一歩ずつそういう形でマスコミに対するアクションを起こして引きつけていくというようなことも一つの手でないかなと思うのですけれども、どうなのですかね。その辺がちょっと足りないと思うのですけれども。

○産業課長（村上 豊君） 委員おっしゃるとおりで、それらの部分も勉強させていただいて、今後それらの形でマスコミを利用して、観光のほうにつなげていきたいと思っております。

○9番（工藤澄男君） 1点だけ。151ページの工事請負費のパークゴルフ場の排水の件なのですか

れども、この排水の工事というのは、どういう方法で行われますか。

○産業課長（村上 豊君） Bコースは6、7なのですけれども、長さでいくと約37メートルなの
ですけれども、そこはよく、水はけが悪いものですから、水がたまるものですから、そこに暗渠を
設置して水はけをよくする工事をして、皆さんに喜んで利用していただくような形の工事ござい
ます。

○9番（工藤澄男君） そうしたら、暗渠を入れて、周りにある排水溝に流すという程度の工事だ
ということ、それでよろしいのですか。

○産業課長（村上 豊君） そのとおりです。

○6番（高野俊和君） 今出ていましたけれども、観光なのですけれども、温泉に関しては、この
800万というのは、きのう町長の総括の中で聞きまして、浄化槽の部分とか、若干運営費が入ってい
るのかどうかわかりませんが、そういうことが主だということで800万が計上されておしま
す。パークゴルフと家族旅行村も予算はちょっと上がっているのですけれども、調べればわかるの
ですけれども、パークゴルフ場と家族旅行村は、契約はことし改めて3年契約、ことし新しい年で
したか。

○産業課長（村上 豊君） 26年、今年度までです。

○6番（高野俊和君） パークゴルフ場と家族旅行村は指定管理の会社が同じ会社だと思いま
したけれども、パークゴルフ場と家族旅行村とどっちが苦戦しているのでしたっけ、金額的には。

○産業課長（村上 豊君） パークが予想外に利用者が少ないものですから、パークのほうが苦戦
しております。

○6番（高野俊和君） ということは、来年新しい契約を結ぶことになると思うのですけれども、
家族旅行村とパークゴルフを前回からセットにして指定管理に出したと思うのですけれども、指定
管理のほうがパークゴルフが足かせになってきつということになった場合に対策なんかを古平町
で考えることは、来年のことでわからないと思うのですけれども、パークのほうが厳しくて、セッ
トは厳しいという、そういうような話は聞いていませんか。

○産業課長（村上 豊君） 今後そういうようなものを積算して、同時にそういうふうな形、今ま
でどおりセットで行えるような形で指定管理受けていただくようなことを考えております。

○6番（高野俊和君） 先ほど質問ありましたけれども、Bコースのほう、あそこ雨が降ると水は
けが悪くて、今回排水をつけるということですが、そういういろいろなサービス、きのうも
言いましたけれども、議長の答弁では去年は余り虫出ていなかったと言っていましたけれども、そ
の辺も加味して、パークゴルフも少し力を入れて、せっかく三つある古平町の観光の目玉の一つで
もありますので、両方が持たせられるということが足かせになって、やめるということのないよう
に対策も考えてほしいと思います。答弁は要りません。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかにございませんか。商工費、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、ここで3時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

○委員長（鶴谷啓一君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、8款土木費、152ページから159ページまで質疑を許します。

○5番（堀 清君） ページ数で153ページの1目13節の道路ストック総点検業務委託料についてありますが、これはどういうことなのか説明願います。

○建設水道課長（本間好晴君） 26年度新たな新規事業ということで予算計上したものでございますが、皆様ご承知のように平成24年12月の笹子トンネルの天井板の事故がございました。これを契機といたしまして、いわゆる道路の路面あるいは附属設備、施設、それから橋、トンネル、そういったものの総点検を実施しなさいと。当然道路管理者、それぞれ国道、道道、市町村道、こういったものにつきましては、それぞれの道路管理者が常日ごろから点検していなければならないものではございますが、こういった事故を受けまして、国からの号令と申しますか、そういう点検をなささいということになりました。

それで、この点検に当たって補助金を出すということで、平成26年度中にそういった点検をする経費に対しては補助金を出すので、市町村の道路管理者も積極的にやってくれということで、この期限が26年度ですので、古平町で路面の点検、それから古平は町道にトンネルはありませんで、一番心配しているのは街路灯です。ちょっと数は忘れましたが、300基、400基、たしかありますが、そういったものの点検をこの予算の中でやるというものでございます。

○5番（堀 清君） このことについてはわかりました。

あと、ページ数で155ページの道路除雪費の中の官貸車の整備料なのですけれども、今年は金額的にも大分減額されているのですけれども、整備料が余りかからないということなのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 町の除雪車、大きいので3台、それから小型車1台、除雪用としてございます。26年度で新規購入を予定しておりますので、その関係から整備料を1台減らしたという経緯でございます。

○5番（堀 清君） その件に対しては理解しました。

結果的には、耐用年数等々で更新、更新とやっていっていると思うのですけれども、3年前にも新車を導入しまして、今年度もまた導入で、更新の間隔というものが近いのですけれども、それに対して、このような結果になったということに対しての説明を願います。

○建設水道課長（本間好晴君） 平成23年度に更新したのが一番新しいものでございますが、この車が何年車だったのか、今私の資料からは探すことができませんけれども、10年以上は確かに、約15年ぐらいは使っているのかなと思っております。26年度で更新を予定しておりますのは平成13年車でございますので、13年ぐらい経過しているという。若干早いのです、うちの予定からすると。平成9年車というのがもう一台ありまして、本当はそちらを順番的にはことし26年度に更新して、そしてその後今言いました平成13年車を更新する予定だったのですが、13年車が調子が悪いということで、その箇所が、要はギアが、たしか4段ですか、後進1段の前進4段だと思っておりますが、

いきなりローが入らなくてセカンドでないと発進できないとか、それがふぐあいで困っているという事で、そういった状況にあるものですから、平成13年車を26年度に入れかえの対象として考えてございます。

○5番（堀 清君） 13年車が調子が悪いという形の中で今回更新の対象になったということなのですが、この車両については三、四年前から調子は悪かったように聞いています。使えるか使えないかという、最終的にそこら辺の判断をするというのが甘かったのかなという気はするのですが、そういう面では管理者の長としてどのように考えていますか。

○建設水道課長（本間好晴君） 三、四年前からそういった兆候が出ていたというのはお話しのとおり、私も来てからそういう話は聞いております。ただ、調子が悪いからすぐ入れかえるということは補助の制度上まずいですし、直せるものはある程度直して、それが今まで3年、4年経過して、ことし1月くらいから一時修理とか入っていましたが、2月に入ってから再度使えなくなったということで、そういった故障の間隔も短くなってきましたので、やむなく買いかえの決断をせざるを得なかったというところでございます。

○5番（堀 清君） 機械物というのは、ある程度使い方にも関係してくるし、最終的には除雪のための機械ですから、結果的には、要するにどのような状態で除雪作業をしていかなければだめだというのは、ある程度は計画はできるのでしょうかけれども、万全の体制をとっておかないとだめだと捉えているのですけれども、定期的な、例えば10年なら10年で更新の計画を立てるといようなことをしていかないと今回みたいなことになると思うのですけれども、そこら辺の計画はどうですか。

○建設水道課長（本間好晴君） 更新の見通し、計画でございますけれども、10年以上は一般の自動車でも、要するに通年使っている車でも10年10万キロ以上は乗ると。そういった意味から考えますと、高価なものでもございますし、冬の期間しか実質的には使わないということで、それ以上、あるいは一つの目標としては15年ぐらい使って次のものに交換するといったことが適当かなと思っております。

○9番（工藤澄男君） 155ページの15節工事請負費ということで、昨年も同じ項目で中央栄町線の改良工事が載っていたのですけれども、昨年はどうも行われませんでした。その行われなかった内容と、どういう工事をしようとしているのかをお知らせください。

○建設水道課長（本間好晴君） 今工藤委員からご指摘ありました中央栄町線の側溝の改修でございますが、どういう理由で行われなかったかという点でございますけれども、土木設計担当者が1人ということで、4月に、元土木係でしたが、それが復帰したという体制でスタートしたわけでございますけれども、さまざまな事業、小さいもの、大きいもの含めましてこなし切れなかったというのが正直なところでございます。

中央栄町線につきましては、仕切り直しということで改めて26年度の予算に計上させて、何とか計画的に進めていきたいなということで、事業内容といたしましては、危険と思われる側溝のふた、老朽化しておりますので、そういったものに足を落とすとかそういった事例がありましたので、そういったものを防ぐ意味での修繕工事をやっていきたいということでございます。

○9番（工藤澄男君） 今ふたの取りかえということで、このふたの取りかえは何年も前から、例えば割れた場合、取りかえてはくれていました。しかし、ふたばかりでなく本体は、道路が国道だった時代にできた道路で、そのときのままのコンクリートの上にただ新しく壊れた部分のふたを上げてきているような状態が今までずっと続いていたのです。コンクリート部分自体も結構鉄筋が見えてきたり欠けたりして、先日課長と話しした後にも数名の近所のといいますか、あの通りの方から、子供さん方が通学するときにたまたまちょっとでも穴が大きいところに足を突っ込んだりとか、それから大きい車が来たときに年寄りがちょっとよけるのだけれども、そこがたまたま傷んでいたとかそういう話もありますので、恐らくふただけだったら40万でいいのでしょうかけれども、前に1カ所、ずっと舗装でやった場所ありますよね。ああいう方法でもしやれるのであれば、とてもこの金額ではできないのではないかと思います。ですから、本体も一緒に直せるような方法で何とか考えていただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 補修する必要性のある箇所、箇所によって、今言ったように工事区間を選定いたしまして、そういったふただけでいいところと、それ以外にも土台になるような部分までも手をつけなければならないという、その計画を見ながら、その年によっては予算をふやしたり、あるいはまた通常40万、50万程度の予算、そういった変動の予算を確保しながら対応していきたいというふうに思います。

○9番（工藤澄男君） それから次に、その下の委託料の先ほどどなたか言っていました除雪費の部分なのですけれども、私1カ所だけ道路について質問したいと思います。

実はうちの前、皆さんご存じのとおり、病院に行く通りです。そして、あそこに歩道をつくる時にたしか私質問いたしまして、歩いて通う人もいるので道路幅を広げてほしいと、除雪の際。その年はすごくきれいにきちっとやってくれたので、皆さん大変喜んでいたので。しかし、1年か2年そのぐらいやったら、あとはまた昔のままの体制で、ことしなんかも、この間ちょっと水がたまって、私ちょっと掘って水流したのですけれども、そうしたらセンターラインが見えたのですけれども、センターラインの半分は雪なのです。ということは、車1台しか通れないということでしょう。ましてやあそこは、救急車なり、それから毎回言っているのですけれども、病院なりに通院する方がたくさんいるもので、非常に危険でもあるし、子供さんも何人か、あそこは朝学校へ通うのに通るのもある。

それで、実際によその道路とあそこの道路の部分の除雪の仕方といいますか、雪の厚さを比べてみたのですけれども、前に課長に話ししたときは機械がよその機械と違うとかというような話もありましたけれども、一番肝心な道路だと思うのです、あそこ。例えば、よそでこのぐらいしかない雪の道路が、あそこへ行ったらこんなにあるのです。だから、先日も余りひどいので、課長に頼んで削ってもらったのですけれども、ですから業者さんを選ぶのはどういう方法で選んでいるかわかりませんが、歩道まであければと言いませんけれども、少しでも道路を広くして、救急車が自由に交差できるような道路をやってほしいと思うのです。

今はここだけと言いましたけれども、それ以外のところでも、例えばずっと雪をかいてきて、たまたまその家と隣がきれいにしていたら、そこで車がぽんと上げて、忙しいからといってぱっと

帰った車もあるというのも、実際に私のところに連絡入っています。そういうのからありますので、業者さんにしっかりした指導なりして、それから重要な道路には、恐らく業者さん同士ではわかると思うので、きちっとやれるような人を配備してもらおうとか、そういう点をもう少し考えてほしいのですけれども、どうでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 除雪の苦情は、我々の役場にも直接来ております。その都度現場を見て、委託とはいえ町の事業でございますので、謝罪等して、その都度その業者のほうにも、直接オペの方に話ができればしますし、チーフになっている方もおりますので、そういった方に伝えて、改善をして、そんなようなことのないようにという対応はしております。ただ、毎日見て、指摘されないような体制にできれば一番いいのでしょうけれども、なかなかそういった目の届かない箇所がありますので、皆さんからも遠慮なく情報をいただければ、後手になりますけれども、町民からの苦情の前に対応もできるのかなというふうに思います。それから、言いわけにはなりますが、今後そのようなことを少しでも減らすように業者のほうには話をして、改善につながればというふうに思います。

○9番（工藤澄男君） 15節の沢江の水路の部分なのですからけれども、昨年直した水路の続きということでもよろしいのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） ご質問のとおり、昨年直したところ、もう少しさらに上のほうに進む予定でございます。

○9番（工藤澄男君） それから、もう一点だけ。各公園の清掃業務委託してあるのですけれども、これはもちろん清掃ということですので、掃除をしたり、それから草刈り等も含まれていると思うのですが、ここ一、二年住民の方から草刈りが非常に汚いというのが私のところへよくあるのです。私も多少関係しているのでも耳の痛いところではあるのですけれども、まずそういう声があるということで、実際に古平の草刈りを見ていますと、ほとんど丸のこでばかりやっているのです。我々が札幌なりで草刈りしていたときは、もちろん丸のこも使いますが、最終的にきれいに仕上げるときはワイヤーを使って、少しでも短くして歩きやすくするというような方法でやっていた経緯があるものですから、たまたま古平は丸のこだけでやっているのです。こういうものなのかなとは思っていたのですけれども、例えば木の周りなんかは、丸のこ使ったら、完全にぶつかったら木が切れてしまいますし、ワイヤーであれば、多少ぶつかっていても、周りはきれいに刈れるのです。そうすれば、見た目も非常にきれいです。そういうところをもうちょっと業者に指導なりとかという考えはないのですか。

○建設水道課長（本間好晴君） 私もそういった使い分けによってきれいさが変わるということを知りましたので、今後発注する際には担当のほうにもそういった旨を伝えて、よりきれいな草刈りになるような方向で考えていきたいと思っております。

○9番（工藤澄男君） どうしても公園というと、町の中だとか、人の目につくところにあるもので、ほとんど目につかないといたら、向こうのグラウンドのほうだと思っております。だけれども、ほとんどのところは目についているし、そしてまた大きい道路が周りがあるので、古平の人ばかりでなくいろんな人が来たりして、そしてまた子供たちも結構遊んでいるような状態もありますので、

万が一そういうのもってけがでもされたらあれなので、公園はきれいにして、誰が来ても、この公園はきれいだなというようなものをぜひやってほしいと思うのですけれども、ちょっとだけ聞かせて。

○建設水道課長（本間好晴君） 我々としても管理上、そういったきれいなところで憩いの場として利用してもらえるのが一番ありがたいのですが、予算の制約の中で何とか努力しながら、そういった方向で対応していきたいと思います。

○6番（高野俊和君） 159ページですけれども、住宅推進費なのですけれども、19節負担金補助及び交付金、住宅リフォーム等支援補助金なのですけれども、去年たしか新しくつくった制度で、予算が900万で、3割の限度額が上限が30万という、そういう補助金、去年制定したと思うのですけれども、これで単純に見ますと、今回600万になっていますので、去年、そうしたら最大限30万使って、10件ほどしか申し込みがなかったのかなという感じもしますけれども、そういうことなのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 住宅リフォームの補助金でございますが、平成25年度の実績は、たしか14件の三百四、五十万の補助金の額でした。14件です。昨年の当初予算では900万という大きな予算でスタートしたわけですが、ことし350万程度でしたので、その倍程度はあるということで、600万でも大丈夫だろうということで600万という計上をしたものでございます。

○6番（高野俊和君） そうしたら、去年の900万の残り分を今回の予算に計上したわけではなくて、26年は26年で新しく600万を計上したということですね。たしか去年、下水道の促進という意味もあって、下水道に加盟していない人は必ず、このリフォームをやるときにはその条件つきということだったと思うのですけれども、ことしもそれは同じなのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 補助の要件としては、昨年と変わっておりません。所得制限だけを、町民税の課税標準額200万円の上限を300万円まで引き上げたということでございます。

○4番（本間鉄男君） まず最初に、155ページの道路維持費の委託料でお伺いしたいのですけれども、道路清掃委託料ということでのっかっておりますけれども、文化会館の下のほう、下というか、浜三のほうへ下がる道路、ここの側溝、これは文化会館で行うものなのか、道路維持として道路清掃業者が行うものなのか、まずその辺を確かめたいと思います。

○建設水道課長（本間好晴君） 正隆寺さんの階段から下に向かう側溝というご質問であれば、道路の側溝ということで、建設課の担当でございます。

○4番（本間鉄男君） あの下のほうの住民の方々は、毎年掃除がされていないので、会館の枯れ葉だとか、主たるものは正隆寺より会館でないかなと思うのですけれども、枯れ葉だとかごみが側溝に詰まって、全然側溝の機能がしてなくて、あふれて、大変迷惑かかっているという声を私何回か聞いているのです。だけれども、私も実際に予算だとか何かそういう絡み、そういうことでないとかいう問題聞けないので、文化会館の枯れ葉だから文化会館の一環として行ったほうがいいのか、道路維持とってそういう形でやったほうがいいのかというようなことで今お伺いしたのですけれども、ほとんどこの2年、3年、私そういう声を町民から受けていますので、この辺きちんと確認して側溝の清掃をしてもらわないと、毎年毎年枯れ葉って、特に会館の枯れ葉が多くあっち

のほうに行くと思うので、その辺道路維持の清掃ということであれば、そちらのほうできちっとやっていただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 道路の側溝の清掃につきましては、全ての道路を毎年やるという予算組みの仕方はしておりません。特に道路がたわんでいるとか、たまりやすい、そういったところを選定して、そういったところを順繰り順繰りやってきているのが現状でございます。

今ご指摘の箇所につきましては、昨年たしか工藤委員だったと思いますが、側溝のふたが割れて直してほしいということで、すぐ対応させていただいた経過がございますが、確かにあそこは坂道ですので、そして木がたくさん生えているところですので、恐らく側溝にそうした落ち葉等が入り込んで水の流れがせきとめられたり、そういった現象が起きやすいのかなと思います。ただ、私どものほうに、側溝があふれたので対応してほしいという、私が来てからこの2年、そういった住民からの連絡は経験ありませんので、恐らく近所の方々が自主的にやっていただいているのかなと感謝申し上げますが、もしそういうことがありましたら、私どもに連絡いただければ道路の維持管理の中で対応いたしますので、そういうことで点検も兼ねて対応したいと思います。

○4番（本間鉄男君） その人には、きのう、おとといでしたか、そのお話をまた聞いて、どうですかと言ったら、まだあれですと。では、私もちょうど議会が今ありますから、そこの中で質問を通して町のほうで見ていただきたいのと、そういうふうに要望しますからという返事をしているということは、昨年そういう中でまだやっていないと私は思っていたのです。その辺また確かめて、そういうことのないようにしていただきたいのと、そのように思っております。

次に、159ページの住宅建設改良費という中で委託料で、清川団地基本・実施設計委託料ということで今回清川団地2棟4戸ですか、そういう実施設計委託料をのっけているということになりますと、町は基本的にどういう建て方の中で設計をお願いするかという腹案がもうできていると思うのです。だから、それが結局どういう形で、2棟平家になっていくのか、2階建てで2棟ずつになっていくのかとかその辺、先日の町長のお話にもまだしっかり出てきていないのですけれども、実施設計委託料が出てくるということは、基本的に古平町の考えがあった中で設計屋さんにしていくのでないかなと思うのですけれども、その辺まだ全然どういう形かというのは決めていないのですか。

○建設水道課長（本間好晴君） 今の実実施設計の委託料でございますが、それにあわせて基本設計も一緒に兼ねておりますので、まず基本設計をして実施設計と、そういった2つの設計を委託しております。今言った腹案があるのかということにつきましては、場所、それから戸数、それしか今のところありません。それから、27年度に2棟8戸、そして29年に2棟8戸、そういった総量、戸数の規模等は町の考えがありますが、それ以外は基本設計の中で決めていくと、そして実施設計と、そういった状況でございます。

○4番（本間鉄男君） そうしますと、設計を請け負ったりするところにとっては、こういう形のものはどうでしょうかこうでしょうかという提案を町にして、町がそれを検討するということなのでしょう。一般的に我々家を建てるときに、こういう形の家、坪数で、こういう間取りで考えてほしいという形で設計だとかそういうものを委託するのではないかなと思うのですけれども、まるっきりそういうものは、今の段階ではまだ検討もしていないという捉え方でよろしいですか。

○建設水道課長（本間好晴君） 間取り等どういった町の考えがあるのかという、そういったことにつきましては、当然バリアフリーとか、あるいは部屋数幾らかとか、そういった基本設計の際に我々の意見を入れ込んで、そういったものを構想してもらおう。あるいは配置とか、基本設計の中で一緒に町の意向を踏まえたものにしていただくと、そういうふうを考えております。

○4番（本間鉄男君） そうしますと、今の段階では別に、2階建てにしようとか、平家のそういう形でしていこうとか、そういう考えはまだ町では固めていないという捉え方でよろしいのですか。

○建設水道課長（本間好晴君） 町としての方針、きちっとしたものは固めておりません。

○4番（本間鉄男君） それは大体いつごろになったら決めていくという、そういう時期というのですか、それは考えていますか。

○建設水道課長（本間好晴君） 基本設計を発注する際にある程度の町の意向というものは当然必要になってきますので、それを踏まえて基本設計になろうかと思えます。基本設計の発注時期、これは補助事業でございますので、アバウトな時期になるとは思いますが、早くても5月の下旬が一つの時期かなというふうには思います。

○4番（本間鉄男君） 次に、その下のほうにある定住促進共同住宅建設補助金ということで、町長の執行方針の中でも、1DKで1戸80万、2DKで120万というお話で今回600万という計上をしておりますけれども、町民の中で、このアパート、共同住宅というのですか、こういうものを建てる場合に、実際にそれだけの需要があるのかと、そういう不安があると思うのです。

ということは、喜茂別なんかで実際に我々、特養を見ながら行ってきた場合には、特養をつくって、その中で働く職員が大量に喜茂別に住むのではないかというめどがあったから、あそこはそういう民間に対する補助で住宅建設を促したと思うのですけれども、今の古平町では、町長のそれこそ行政執行の中でも、そういう特養が来るのだとか、そういうために携わる人が大量に来るのだというような考えがまだ固まっていないというか、しっかり我々としては受けとめられない中で、そういう中で今そういう補助を使って建てても、リスクというのがすごくあるのでないかなと。

ただし、確かに役場職員が10人ほど入るといふ話もあるけれども、一般の町民にしては、役場職員10名がそういうところに入る予定があるのかとか、それが長く入れるのかというさまざまな不安要素もあると思うのです。そういう施設ができるほうがかえって、ある程度人の入れかえがあっても、長く携わる人の数が減るわけでないですから安定しているのかなと、そういう思いがするのですけれども、今予算計上したという形で、町民に共同住宅を促進するというので、町としてはかなりのPRしていかないと不安だらけでないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 今委員心配されている部分、私としても心配がないわけではございません。町民の住居の確保ということで、公営住宅あるいはマイホーム、それ以外の受け皿として民間経営のアパート、こういった多様な受け皿があることが、町としても、あるいは住民としてもいいのではないかということで、町としては1棟6戸程度のものが民間の資金で建設してもらえればなど。そういった考えから、これは平成26年度限りの補助制度というふうにして、ずるずる建つまでやるとかそういったことは考えておりません。もし26年度にこういったものを建ててくださ

る民間の方がいなければ、また違う方法を考えて、公営住宅以外の住宅の確保を模索していきたいと、そういうふうを考えております。

○4番（本間鉄男君） 今年度1年限りというような形の予算計上であれば、逆に言うと町としては、民間がどこかで建ててもらえるという思惑があってというか、確信があってこの予算計上をしたのかなという気もしないでもないのですけれども、どうなのでしょう。

○建設水道課長（本間好晴君） というよりも、早くそういったものが、住宅の確保が実現されればなど、そういった意味で1年限りの補助制度というふうにしたわけでございます。こういったものに取り組んでくれる人といえば、実際に建築業を営んでいる方、あるいは個人であれば資金的に余裕のある、そういった方がターゲットというか、この補助制度を考えてもらえるのかなと思って、一部事業者の方には、こういったものを考えているのだけれどもどうでしょうということで、内々の調査といいますか、ニーズ、意向というものの確認は、予算とる前に打診はいたしました、地元業者の中で積極的に考えますという方は残念ながらおりませんでした。

そういったことから、今まで補助制度ということになりますと、町民限定の補助制度が一般的なのですが、26年度のこの補助金につきましては、町民以外の方でも建ててくれる方には補助しますという、そういった枠を広げて要綱をつくる予定でございますので、インターネット等載せて、あるいは住宅メーカー等にもこういったことをPRして、26年度で何とか、要するに早期に実現する方法として考えたところでございます。

○8番（真貝政昭君） 今の課長答弁に賛同して、できれば地域経済の活性化ということでいければいいのですけれども、町外に求めるというのも、入居条件の厳しい町営住宅という点から考えると、今考えられる方策としては妥当な試みでないかなというふうにして賛同するものです。

それで、1つだけお聞きしたいのですけれども、シャッター付きのマルチプラウ、町としては2台目になるのですけれども、西部方面と浜町方面の公平性という町民感覚がありますので、新しく購入する排土板について、新地方面で稼働させるという実現性というのはあるのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 町の除雪車3台、それから民間の除雪車10台、合わせまして13台で日々の除雪をしております。西部方面には残念ながら官貸車は配備しておりません。ですから、このままでいきますと、2台目のマルチプラウも浜町方面になるのかなと思います。それが西部方面に配備可能なかどうか、その辺、今私ここでそういった対応ができるというふうには申し上げられませんが、検討することはやぶさかではございませんので、西部方面にもできれば走るのが好ましいのかなというふうには思います。

○7番（木村輔宏君） 1つ聞きたいのは、公営住宅入居敷金還付金というのが159ページにあるのですが、これは入った方が出ていくときにすぽんと返すのか、住宅として結構傷んだりしている場合がありますよね。そういうものを直してもらおうという、大げさな屋根を改修せというわけではないですが、例えばガラスを壊したよとか戸が壊れていますよというのは、ずっと見ていると町で修繕しているのですけれども、これが出ていくときに還付金から幾らかでもちょうだいするということにならないのか、すぽんとお返しするのか。それから、もう一つは、これは敷金ということになると思います。これは積み立てているのですか、それともその都度出入りさせているのか、何人

からもらっているのかという。

○建設水道課長（本間好晴君） 今3つの質問、たしかあったと思います。1つは、還付金は返しているのかという話ですが、還付金の性格としましては、まず家賃の滞納があった場合に、それを返さないで家賃の滞納分に充てる。それから、今お話ありました、故意に壊したとかそういった場合の修繕費に充てると。それが還付金の目的で、預かっております。実態を申し上げますと、滞納分がある場合は滞納分の家賃に充てております。残念ながら、故意に壊した云々というのは、なかなか証拠とかということにもなります。そして、住宅そのものが耐用年数を過ぎた住宅で、いざ出るときに、あなたこれを壊した、畳がこうだと返さないという、そういう理由がなかなか難しい状態になっておりますので、修繕のために還付金を返さなかったというのは、過去はどうかわかりませんが、私この2年の中ではありません。

それから、もう一つは、最後に言いました、何人からもらっているのかというお話ですが、今入っている方は、全員から3カ月分をもらっております。

それと、もう一つ最後に、積み立てているのかというたしかご質問でございますが、積み立て形式はとっておりません。基金等にはしておりませんで、入った金は一般会計で一般財源として使われております。

以上でございます。

○7番（木村輔宏君） 1つだけ。ということは、実は町営住宅に入ってガラスが壊れたりなんだりしたのだけれども、町に話をしたけれども直してくれないという方がいるのです、たまに。そういう方がもう一回催促すると、修理をしてもらえますか。個人的にガラスを割ったわけではないだろうと思うのだけれども、そういう方がいらっしゃるの、そういう方については町にお願いしてもよろしいでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） ガラスの破損につきましては、入居者の負担で直していただいております。これが風で壊れたのだといった場合でも、自己負担で直していただいております。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） きょうは消防費まで行きたいと思っておりますので、休憩なしで続行したいと思っております。

次に、9款消防費、160ページから163ページまでと、その資料であります204ページから213ページまでの質疑を許します。質疑ございませんか。

○4番（本間鉄男君） 163ページの備品購入費の部分でお伺いしたいのですが、原子力防災備品購入費ということで、昨年なんかでも備品購入ということではしておりますけれども、昨年は150万ですか、そういうあれで予算計上しましたけれども、今年度の備品購入費というのは、どういものが主なる備品購入ということなのか説明していただきたいと思っております。

○総務課長（小玉正司君） 備品購入でございますけれども、まず名称が原子力防災備品購入費となっておりますけれども、補助金を道のほうから400万ほど原子力関係の備品ということでいただいております。その関係で、名称だけここで冠として「原子力」とついていると、そういうことで

ご理解願いたいと思います。

中身でございますけれども、これについては平成22年の7月、古平で水害があったと。そして、23年3月10日ですけれども、東日本大震災と。そういうのを受けまして、古平町では24年から防災の備蓄の備品を購入しています。そういうことで、26年度につきましてもペットボトル、それから非常食、毛布、あとトイレの便座だとかその辺、25年に引き続いて、避難者を大体500名程度と、それを想定して準備する備品でございます。

○4番（本間鉄男君） ことし、ペットボトルだとか毛布だとか便座だとか、そういう備品を用意するということなのですけれども、毛布なんかは前に、どこに何枚、何枚という説明いただきましたけれども、今回のペットボトル、毛布とかそういう備品購入、これの仕分けというのですか、どこにどの程度のを備蓄というか備えておくのか、その辺町としては考えた中で予算計上したのだなと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） まず、備品庫は、小学校の校舎の2階にもあります。それから、防災広場ということで、グラウンドの脇にもことし国の交付金で1棟建っています。外。それと、補正予算で追加しまして、温泉にも、あそこも西部方面の防災広場にもなっていますので、そこにも国の交付金で備品庫1棟あります。それから、役場の地下にも、ことし整備いたしました備品庫ですね。そういうことで、今は冬ですから小学校の外、温泉の外にはまだ入れていませんけれども、計画ではペットボトル、それから非常食、毛布関係については小学校と役場に置きたいと。それから、ポータブルストーブだとかコードリールだとか、それから照明器具だとか、こういうものにつきましては、これも小学校の外の備品庫、それと温泉の備品庫、そのようなことで考えてございます。

○4番（本間鉄男君） 簡単に言うと、冬だとか寒さに耐えられるものは外の備品庫に置いておく。そういう中で今度、寒さに問題があるかなというペットボトルだとか非常食というものは町に置いておくということであれば、逆に言うと災害がいつ来るかわからない中で、備品庫を分散して避難する場所に置いておけないものもあるということが一つのネックかなという気もするのですけれども。例えば実際に温泉のほうに、どこか水なんかでも置けるところとか非常食の置けるところというのは確保できないのかなと、そういう思いがするのですけれども、どうなのでしょう。

○総務課長（小玉正司君） さまざま内部でも議論しまして、各集会所に置いたらどうだとかありましたけれども、逆に管理の面から、ある程度役場で把握している役場の備品庫に置いて、そこから対応したいと。それで、今温泉とかありましたけれども、自動販売機の関係もその辺提携結んだりして、ある程度の人数はそういうので対応できるのでないかなと、そういうふうにも内部で話し合っております。

○4番（本間鉄男君） その下の負担金補助及び交付金の中で今回新しく後志山岳遭難防止対策協議会ということで出てきたのですけれども、たしか今までこういう山岳遭難ということで、古平町ではそういうものの加盟というか、負担というのですか、こういうものをしていなかったような気がするのですけれども、このいきさつというか、説明を願いたいと思います。

○総務課長（小玉正司君） ことしから防災関係、災害対策費、防災も含めて全ての災害関係、企画費のほうから新しくこちらのほうに移したと。そういうことで、後志の山岳遭難防止対策協議会、

これは20年も30年も前からある組織でございまして、企画費からこちらに移したと、そういうことでございます。

○8番（真貝政昭君） 災害対策費、防災情報板設置事業として、標示板のモデルが掲載されております。それで、古平町の避難場所としていろいろと指定されていますよね。それで、古平川の洪水予防ということで避難したときに、高台の文化会館、小学校、そして温泉と3カ所に住民が避難しました。それで、今回は海拔表示もされますけれども、水に対して、それから津波に対してということで、はっきりと避難場所を限定させて表示したほうがいいと思います。それで、津波高さが2.7メートルから6メートルに設定したということもありまして、古平町の市街地全域がそういうような場合危ないということで、古平中学校なんてのは川に一番近いですから、一番危険な学校という認識に立つべきなのです。それで、住民が迷わないように限定してしまうと。

それと、もう一つは、余市町では既に避難場所への方向指示という表示もしております。矢印方向です。避難場所へはこっちのほうだという表示がされていますけれども、近隣で学ぶべきところを取り入れて、的確な表示を心がけてほしいと思うのですが、そういう作業の内容というのはどのような状況にあるのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 今のご指摘の津波、洪水、それからさまざままだ災害ありますけれども、それについて施設を限定すべきだと。一般町民は、何の災害のとき、自分は今ここに住んでいて、どこに逃げればいいのかと、そういうことは当然思うと思います。そういうことで、ことしの予算で、今3月、年度末でございましてけれども、防災ハンドブック、これもほとんどでき上がっています。そういうことで、その中には、災害区分別に避難施設、そのような区分分けしたり、それから図面にも表示して、そのようなハンドブックになってございます。

それと、余市町の、きのうですか、きょうですか、岩間委員さんからも逃げる方向がございました。ただ、札幌だとかそういう大都市ではないと、古平町は。ちっちゃいまちだと。そういうことで、方向指示、それも逆に難しい問題もあるような気がしますけれども、当然何カ所か、逆にわかりやすいように、混まない状況でわかりやすい感じでやりたいと思います。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） それでは、消防費、質疑を終わります。

ただいま一般会計予算、消防費まで審議が終わりました。

◎延会の議決

○委員長（鶴谷啓一君） 質疑の途中ではありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会とすることに決しました。

本日はこれで延会いたします。

なお、明日の委員会は10時より開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

◎延会の宣告

○委員長（鶴谷啓一君） 本日はご苦労さまでした。

延会 午後 4時14分